

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和7年4月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和7年4月25日（金曜日）午後1時30分～午後3時20分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 全員協議会室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、 辺見芳宏委員、萩谷直美委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 藤沼 重信 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 (議決) (1) 議案第21号 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について (2) 議案第22号 教育長の守谷市開発公社理事を兼職すること及び職務専念義務免除の承認について (3) 議案第23号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について (4) 議案第24号 守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について (5) 議案第25号 守谷市スポーツ推進委員の委嘱について (6) 議案第26号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について 【協議事項】 (1) 協議第2号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (2) 協議第3号 守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱の制定について</p>

	<p>【報告事項】</p> <p>(1) 報告第8号 令和7年度守谷市総合教育支援センター職員について</p> <p>(2) 報告第9号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会からの調査報告書について</p>
4 今後の状況	次回の定例教育委員会は、令和7年5月26日（月曜日）午後1時30分から開催予定

令和7年4月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和7年4月25日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

令和7年4月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和7年4月25日(金)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

- 議案第 21 号 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について
- 議案第 22 号 教育長の守谷市開発公社理事を兼職すること及び職務専念義務免除の承認について
- 議案第 23 号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について
- 議案第 24 号 守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第 25 号 守谷市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 26 号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

4 協議事項

- 協議第 2 号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 協議第 3 号 守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱の制定について

5 報告事項

- 報告 8 号 令和7年度守谷市総合教育支援センター職員について
- 報告 9 号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会からの調査報告書について

6 その他

議案第21号

守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議
について

令和7年4月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年4月 日原案 決

提案理由

市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定に基づく協議について、守谷市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第3号）第2条第16号の規定により、別紙のとおり回答する議決を求めるものです。

議案	頁数
21号	1

守教委発第 号
令和7年4月 日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

兼務に関する協議について（回答）

令和7年4月1日付け守谷発第6号で貴職から協議依頼のありました兼務に関する協議については、異論ありません。

なお、兼務の時期については、令和7年4月1日から適用することとします。

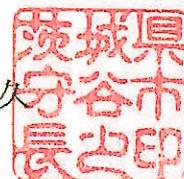
議案	頁数
21号	2



守谷発第6号
令和7年4月1日

守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正 様

守谷市長 松丸 修久



兼務に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により、守谷市教育委員会職員を市長の補助機関である職員と兼務させたく協議いたします。

※対象職員は別紙のとおりです。

議案	頁数
21号	3

(別紙)

守谷市教育委員会

【教育委員会】(2名)

職員番号	氏名	職名
0432	小林 伸稔	教育部長
0994	直井 健治	参事

【学校教育課】(12名)

職員番号	氏名	職名
0570	藤沼 重信	課長
0566	坂本 朋夫	課長補佐
0635	眞田 浩志	技佐
0675	後閑 友裕	係長
0713	岡野 双葉	主任
0734	姫野 優一	主任
0955	細谷 萌	主事
0422	石山 直人	係長
0761	道家 利典	主任
0481	菊地 正恵	係長
0750	木村 友美	主事
0976	杉田 悠真	主事

【生涯学習課】(13名)

職員番号	氏名	職名
0454	福島 晶子	教育部次長兼課長
0436	松本 みか子	課長補佐兼スポーツ推進室長
0412	山崎 美津子	係長
0474	古澤 紀子	係長
0651	江田 雄樹	係長
0931	甲斐 桂	主任
0755	山田 雅子	主任
0797	飯田 錬	主事
0798	宮澤 裕華	主事
0647	高橋 太一	係長
0890	石井 裕也	主事

0921	谷合 俊亮	主 事
0400	笠見 高志	守谷市スポーツ協会派遣職員

【教育指導課】（6名）

職員番号	氏 名	職 名
0538	鈴木 貴直	課長補佐
0739	尾形 優	係 長
0652	野島 朱華	主 任
0972	宇津野 充	主 事
0872	鈴木 里奈	主 事
0383	宇田野 信彦	主 任（再任用）

【学校給食センター】（4名）

職員番号	氏 名	職 名
0492	松井 貫太	所 長
0407	飯田 弘美	係 長
0479	貝塚 正典	係 長
0785	影山 薫	主 任（栄養士）

【中央図書館】（8名）

職員番号	氏 名	職 名
0501	平塚 恭子	館長
0457	柳葉 賢二	副館長
0507	柏木 順子	係 長（司書）
0544	伊藤 絵里子	係 長（司書）
0561	桐生 朗子	係 長（司書）
0932	稲垣 昭夫	主 任
0865	星野 七海	主 事（司書）
0948	伊神 紗希	主 事（司書）

議案第22号

教育長の守谷市土地開発公社理事を兼職すること及び職務専念義務免除の承認について

教育長が、守谷市土地開発公社理事に就任し兼職すること及びその従事に当たり職務に専念する義務を免除されることについて、教育委員会の承認を求める。

役 職 守谷市土地開発公社理事

任 期 任命の日から令和9年3月31日まで

令和7年4月25日提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年4月 日

提案理由

教育長が守谷市土地開発公社理事に就任することについて、教育委員会の許可を受けなければ団体の役員となることができないので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものです。

また、その従事に当たり、守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第3号の規定に基づき職務に専念する義務を免除されることについて、併せて承認を求めるものです。

議案	頁数
22号	1

参 考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（服務等）

第11条

7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

○守谷市教育長の勤務時間その他勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（抜粋）

（職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職務に専念する義務を免除することが適当であると教育委員会が認める場合

議案	頁数
22号	2

参 考

○守谷市土地開発公社定款（抜粋）

（目的）

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条 この公社の設立団体は、茨城県守谷市とする。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

（役員）

第6条 この公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以内(うち理事長1名、副理事長1名)

(2) 監事 2名以内

（役員任命）

第8条 理事及び監事は、守谷市長が任命する。

（役員任期）

第9条 役員任期は、3年とする。ただし補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合、又は任期が満了した場合、後任者が選任されるまでその職務を行わなければならない。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 この公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。

（理事会の議事）

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（理事会の議決事項）

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款を変更すること。

(2) 業務方法書を制定及び変更すること。

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画を定めること及びこれを変更すること。

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を認定すること。

(5) 規程を制定又は改廃すること。

(6) 規程により理事会の権限に属する事項。

(7) その他この公社の運営上理事長が重要と認める事項。

守土開発第2号
令和7年4月4日

守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正 様

守谷市土地開発公社
事務局長 笠川 輝章 

教育長が守谷市土地開発公社の理事を兼職すること
及び職務専念義務免除の承認について

日頃より、当公社の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第11条第7項の規定による教育委員会の許可を受けたいので、下記のとおり、教育長が守谷市土地開発公社の理事を兼職することについて承認を求めます。

また、その従事に当たり、「守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例」第3条第3号の規定による職務専念義務の免除について、併せて承認をしていただきますようお願い申し上げます。

記

役職 守谷市土地開発公社理事

任期 任命の日から令和9年4月29日まで

以上

議案	頁数
22号	4

議案第23号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年4月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年4月 日 決

提案理由

小学校及び中学校の支給費目にPTA会費を追加し、PTA活動の推進及び児童生徒の負担軽減を図ります。

その他申請書を変更し、申請者の利便性の向上を図る改正を行うものです。

議案	頁数
23号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈幡 正

第3条中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) PTA会費

第5条第1項中「守谷市就学援助費交付申請書」を「就学援助認定申請書兼同意書」に改め、同条第2項中「小学校入学準備金兼入学年度用守谷市就学援助費交付申請書（様式第1号の1）」を「小学校入学準備金兼入学年度用就学援助認定申請書兼同意書（様式第2号）」に改め、同条第3項ただし書中「委員会が代理で交付を受けることへの同意書（様式第2号）をもって代えることができる」を「この限りでない」に改める。

第6条第4項中「（様式第3号の1）」を「（様式第4号）」に改める。

第8条第1項中「第3条第12号」を「第3条第13号」に、「第3条第10号」を「第3条第11号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号の1を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号の1を様式第4号とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案	頁数
23号	2

【別記1】

様式第1号（第5条関係）

申請日 年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申請者（保護者）住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____

就学援助認定申請書兼同意書

就学援助を受けたいので下記のとおり申請します。

記

【1】対象児童生徒名

氏名（ふりがな）	生年月日	学校名	学年

【2】家族欄（同一住所地に居住する者及び同一生計世帯全員）

氏名（ふりがな）	児童生徒との続柄	生年月日	勤務先又は学校名（学年）

【3】就学援助を必要とする理由（経済的に困っている状況を具体的に記入してください）。

【4】住宅の形態（該当する番号を○で囲んでください）

1 持家 2 借家・借間（家賃：月額 円）
※共益費・駐車場代は含みません。
※2に該当する場合は、最新の契約書等金額が確認できる書類の写しを提出してください。
※市営・県営住宅等にお住まいの方は、最新の家賃決定通知書を提出してください。

【5】前年度又は現年度において、次のいずれかに該当する場合は、○をつけてください。

※印が付いたものは決定通知の写しなど、証明になるものを提出してください。

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 生活保護受給中 |
| 2 | 生活保護の停止又は廃止を受けている |
| 3 | 市民税が非課税又は減免の扱いを受けている（世帯全員） |
| 4 | ※個人事業税の減免を受けている |
| 5 | 固定資産税の減免を受けている |
| 6 | ※国民年金の掛金の減免を受けている（世帯全員） |
| 7 | 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている |
| 8 | 児童扶養手当を受給している |
| 9 | ※生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている |

【6】振込口座※申請者（保護者）名義の口座にしてください。

金融機関名	銀行・信金 信組・農協 労働金庫		支店名		支店 支所 出張所			
	普通・当座	口座番号						
（フリガナ） 口座名義								

私は、次の内容に同意します。

- 1 就学援助の申請により得られた個人情報を、必要に応じて学校に提供すること。
- 2 申請内容について、守谷市の関係部署等に情報提供すること。
- 3 守谷市教育委員会が、同一住所地に居住する者及び同一生計世帯に属する者の世帯の構成、世帯の収入、滞納状況及び児童扶養手当の受給状況等について、関係各課への必要事項の照会、閲覧を行うこと。
- 4 就学援助費が認定された際は、給食費及び医療費を除く学用品等については、下記の口座に振り込むこと。
- 5 学校に納める費用に未納がある場合（きょうだいを含む）には、就学援助受給に係る金銭の取扱いについて、その一切の権限を当該学校の校長に委任するとともに、就学援助費から当該未納分に充当すること。
- 6 転出入があった場合、転出入先の教育委員会と就学援助に係る情報共有を行うこと。

署名（保護者）

【別記3】

様式第2号（第5条関係）

申請日 年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申請者（保護者）住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____

小学校入学準備金兼入学年度用就学援助認定申請書兼同意書

小学校入学準備金及び入学年度の就学援助を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

【1】対象児童（新小学1年生）

氏名（ふりがな）	生年月日	学校名	学年

【2】家族欄（同一住所地に居住する者及び同一生計世帯全員）

氏名（ふりがな）	児童生徒との続柄	生年月日	勤務先又は学校名（学年）

【3】就学援助を必要とする理由（経済的に困っている状況を具体的に記入してください）。

--

【4】住宅の形態（該当する番号を○で囲んでください）

1 持家 2 借家・借間（家賃：月額 円）

※共益費・駐車場代は含みません

※2に該当する場合は、最新の契約書等金額が確認できる書類の写しを提出してください。

※市営・県営住宅等にお住まいの方は、最新の家賃決定通知書の写しを

【5】前年度又は現年度において、次のいずれかに該当する場合は、○をつけてください。

※印が付いたものは決定通知の写しなど、証明になるものを提出してください。

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 生活保護受給中 |
| 2 | 生活保護の停止又は廃止を受けている |
| 3 | 市民税が非課税又は減免の扱いを受けている（世帯全員） |
| 4 | ※個人事業税の減免を受けている |
| 5 | 固定資産税の減免を受けている |
| 6 | ※国民年金の掛金の減免を受けている（世帯全員） |
| 7 | 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている |
| 8 | 児童扶養手当を受給している |
| 9 | ※生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている |

【6】振込口座※申請者（保護者）と同一にしてください。

金融機関名	銀行・信金 信組・農協 労働金庫		支店名		支店 支所 出張所			
	普通・当座	口座番号						
預金種目								
(フリガナ) 口座名義								

私は、次の内容に同意します。

- 1 就学援助の申請により得られた個人情報、必要に応じて学校に提供すること。
- 2 申請内容について、守谷市の関係部署等に情報提供すること。
- 3 守谷市教育委員会が、同一住所地に居住する者及び同一生計世帯に属する者の世帯の構成、世帯の収入、滞納状況及び児童扶養手当の受給状況等について、関係各課への必要事項の照会、閲覧を行うこと。
- 4 就学援助費が認定された際は、給食費及び医療費を除く学用品等については、下記の口座に振り込むこと。
- 5 学校に納める費用に未納がある場合（きょうだいを含む）には、就学援助受給に係る金銭の取扱いについて、その一切の権限を当該学校の校長に委任するとともに、就学援助費から当該未納分に充当すること。
- 6 転出入があった場合、転出入先の教育委員会と就学援助に係る情報共有をおこなうこと。

署名（保護者）

※入学準備金については、入学前に審査を行います。入学年度の就学援助費については、入学年度の基準で再度審査を行います。そのため、入学準備金と入学年度の就学援助費の審査結果が異なることがありますので、御了承ください。

※入学準備金の受給後、入学予定者が市外へ転出した場合は、転出先の自治体と協議の上、返金を命じることがあります。

【別記5】

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費認定通知書

先に申請のありました児童・生徒 に関する就学援助につきましては、要保護・準要保護児童・生徒として認定しますので通知いたします。

なお、年度就学援助費は次のとおり支給する予定ですので、併せて通知いたします。

(給与品目及び支給額)

(単位:円)

	学用品費等					修学 旅行費	入学準備金 ・ 新入学 児童生徒 学用品	部活 動費	卒業 アルバム 代等	オン ライ ン学 習通 信費	医療費	学校 給食 費	P T A 会 費	
	学用 品費	通学 費	通学 用品 費	校外活 動費 (宿泊:無)	校外 活動 費 (宿泊: 有)									
小1年				(限度額)							学校 病 の み	(現物 支給)		
小2~4 年				(限度額)										
小5年				(限度額)	(限度 額)									
小6年				(限度額)	(概ね) 実費			(限度 額)						
中1年				(限度額)	(限度 額)			(限度額)			う ち く の う 症 菌	(現物 支給)		
中2年				(限度額)	(限度 額)			(限度額)						
中3年				(限度額)	(概ね) 実費			(限度額)	(限度 額)					

* 上記の支給額は、あくまでも予定額であり、実際の支給額とは若干異なる場合があります。

(例:校外活動や修学旅行を実施しなかった、あるいは不参加の場合など)

* 修学旅行費の支給対象には、寸志・お土産代等は含まれません。

* 要保護者(生活保護者)への支給は修学旅行費、卒業アルバム代等、医療費のみです。

その他は、福祉事務所から支給されます。

* 通学費については、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費です。(片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料です。)

* 認定の時期の都合上、給食費が引き落としになった場合は、還付いたします。

議案	頁数
23号	7

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱新旧対照表

改 正	現 行
<p>(援助費の費目)</p> <p>第3条 交付する援助費の費目は次に掲げるとおりとする。ただし、要保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助として支給を受けているものを除く。</p> <p>(1) から (8) まで (略)</p> <p><u>(9) PTA会費</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 援助の交付を受けようとする保護者は、<u>就学援助認定申請書兼同意書(様式第1号)</u>に必要書類を添付し、委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3条第6号に掲げる入学準備金の交付を受けようとする次年度に小学校に就学を予定する児童の保護者(以下「小学校就学予定保護者」という。)は、委員会が指定する日までに、<u>小学校入学準備金兼入学年度用就学援助認定申請書兼同意書(様式第2号)</u>に必要書類を添付し、委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(援助費の費目)</p> <p>第3条 交付する援助費の費目は次に掲げるとおりとする。ただし、要保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助として支給を受けているものを除く。</p> <p>(1) から (8) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 援助の交付を受けようとする保護者は、<u>守谷市就学援助費交付申請書(様式第1号)</u>に必要書類を添付し、委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3条第6号に掲げる入学準備金の交付を受けようとする次年度に小学校に就学を予定する児童の保護者(以下「小学校就学予定保護者」という。)は、委員会が指定する日までに、<u>小学校入学準備金兼入学年度用守谷市就学援助費交付申請書(様式第1号の1)</u>に必要書類を添付し、委員会に提出しなければならない。</p>

3 第2条第1項第1号に該当しない者が援助費の交付を受けようとするときは、前2項の申請の際に、児童生徒と生計を一にする世帯全員の最新の課税証明書又は非課税証明書及び市税の納税済証明書を添付しなければならない。ただし、守谷市で発行又は証明等ができるものについては、この限りでない

____。
(認定)

第6条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 委員会は、審査終了後、受給資格の認定をしたときは、速やかに守谷市就学援助費認定通知書(様式第3号)又は守谷市就学援助費(入学準備金)認定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

第8条 援助費は、委員会が第6条第1項の規定による認定を受けた者(以下「認定者」という。)に対し、金銭により支払うものとする。ただし、第3条第13号に掲げる学校給食費については、認定者の児童生徒への給食による現物支給とし、第3条第11号に掲げる医療費については、委員会が直接医療機関又は薬局等に支払うものとする。

様式第1号(第5条関係)

3 第2条第1項第1号に該当しない者が援助費の交付を受けようとするときは、前2項の申請の際に、児童生徒と生計を一にする世帯全員の最新の課税証明書又は非課税証明書及び市税の納税済証明書を添付しなければならない。ただし、守谷市で発行又は証明等ができるものについては、委員会が代理で交付を受けることへの同意書(様式第2号)をもって代えることができる。

(認定)

第6条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 委員会は、審査終了後、受給資格の認定をしたときは、速やかに守谷市就学援助費認定通知書(様式第3号)又は守谷市就学援助費(入学準備金)認定通知書(様式第3号の1)により当該申請者に通知するものとする。

第8条 援助費は、委員会が第6条第1項の規定による認定を受けた者(以下「認定者」という。)に対し、金銭により支払うものとする。ただし、第3条第12号に掲げる学校給食費については、認定者の児童生徒への給食による現物支給とし、第3条第10号に掲げる医療費については、委員会が直接医療機関又は薬局等に支払うものとする。

様式第1号(第5条関係)

【別記 1】

様式第 2 号 (第 5 条関係)

【別記 3】

(削除)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

【別記 5】

様式第 4 号 (第 6 条関係)

【別記 2】

様式第 1 号の 1 (第 5 条関係)

【別記 4】

様式第 2 号

様式第 3 号 (第 6 条関係)

【別記 6】

様式第 3 条の 1 (第 6 条関係)

議案 23号	頁数 10
-----------	----------

議案第24号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和7年4月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7月4月 日 決

提案理由

本案は、学校教育課の事務分掌の一部を教育指導課へ異動するのに伴い、規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
24号	1

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
守谷市教育委員会事務局組織規則（平成2年守谷町教育委員会規則第5号）
の一部を次のように改正する。
別表学校教育課の項を次のように改める。

学校教育課	1 教育委員会の会議に関すること。 2 教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。 3 総合教育会議に関すること。 4 教育委員会の規則，規程の制定，改廃に関すること。 5 公告式に関すること。 6 市費職員の任免その他人事に関すること。 7 公印の管理に関すること。 8 請願，陳情に関すること。 9 教育予算及び決算の統制に関すること。 10 教育行政の調査統計に関すること。 11 ほう賞及び表彰に関すること。 12 教育行政の基本的施策の企画に関すること。 13 文書の收受，発送，編さん及び広報公聴に関すること。 14 物品購入及び契約事務に関すること。 15 教育委員会及び課内庶務に関すること。 16 点検評価員の会議に関すること。 17 学級編制に関すること。
-------	--

- 1 8 児童，生徒の就学に関する事。
- 1 9 教材教具等の整備に関する事。
- 2 0 教育振興に係る国庫補助事業に関する事。
- 2 1 要保護及び準要保護児童生徒の諸補助に関する事。
- 2 2 通学区の設定変更及び校名制定委員会に関する事。
- 2 3 学校基本調査に関する事。
- 2 4 学校安全会及び交通災害保険に関する事。
- 2 5 学校保健体育に関する事。
- 2 6 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- 2 7 就学時の健康診断に関する事。
- 2 8 教科用図書無償給与に関する事。
- 2 9 教育財産の設置，取得，処分事務に関する事。
- 3 0 教育財産の管理に関する事。
- 3 1 教育施設の総合計画の策定実施に関する事。
- 3 2 教育施設に係る国庫補助に関する事。
- 3 3 起債資料の調査，作成に関する事。
- 3 4 学校警備に関する事。
- 3 5 学校施設の目的外使用に関する事。
- 3 6 学校施設の維持管理及び環境整備に関する事。
- 3 7 通学路の安全確保に関する事。
- 3 8 学校法律相談に関する事。
- 3 9 学校の適正配置に関する事。
- 4 0 教職員の働き方改革に関する事。
- 4 1 学校管理備品の整備に関する事。

別表教育指導課の項を次のように改める。

教育指導課	1 学校教育指導方針の作成に関する事。
-------	---------------------

- 2 学校教育内容の指導助言に関する事。
- 3 教育課程その他教育計画の届出に関する事。
- 4 教職員の研修に関する事。
- 5 生徒指導対策に関する事。
- 6 教育相談、適応指導教室の運営に関する事。
- 7 人権教育の推進に関する事。
- 8 研究指定校その他教育指導機関との連携協力に関する事。
。
- 9 ICT教育環境の整備及び推進に関する事。
- 10 学校図書教育、環境教育の推進に関する事。
- 11 保幼小中高一貫教育の推進に関する事。
- 12 教科指導に係る調査集計に関する事。
- 13 道徳教育の推進に関する事。
- 14 教育情報の発信に関する事。
- 15 小中学校の外国語指導に関する事。
- 16 社会科副読本の編集及び活用に関する事。
- 17 特別支援教育に関する事。
- 18 外国語指導助手の採用及び活動に関する事。
- 19 不登校、いじめ等の問題を持つ児童生徒の相談に関する事。
事。
- 20 学習支援ティーチャーの採用及び活用に関する事。
- 21 守谷市総合教育支援センターの運営に関する事。
- 22 守谷市サタデー学習支援教室に関する事。
- 23 守谷市任期付市費負担教職員事業に関する事。
- 24 県費負担教員の任免、分限及び内申に関する事。
- 25 県費負担職員の給与、旅費及び福利厚生に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案	頁数
24号	5

守谷市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改 正	現 行
別表（第3条関係） 【別記1 参照】	別表（第3条関係） 【別記1 参照】

24号	議案
6	頁数

【別記1】

改正

課名	事務分掌
学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関する事。 2 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事。 3 総合教育会議に関する事。 4 教育委員会の規則、規程の制定、改廃に関する事。 5 公告式に関する事。 6 市費職員の任免その他人事に関する事。 7 公印の管理に関する事。 8 請願、陳情に関する事。 9 教育予算及び決算の統制に関する事。 10 教育行政の調査統計に関する事。 11 ほう賞及び表彰に関する事。 12 教育行政の基本的施策の企画に関する事。 13 文書の収受、発送、編さん及び広報公聴に関する事。 14 物品購入及び契約事務に関する事。

- 1 5 教育委員会及び課内庶務に関すること。
- 1 6 点検評価員の会議に関すること。
- 1 7 学級編制に関すること。
- 1 8 児童，生徒の就学に関すること。
- 1 9 教材教具等の整備に関すること。
- 2 0 教育振興に係る国庫補助事業に関すること。
- 2 1 要保護及び準要保護児童生徒の諸補助に関すること。
- 2 2 通学区の設定変更及び校名制定委員会に関すること。
- 2 3 学校基本調査に関すること。
- 2 4 学校安全会及び交通災害保険に関すること。
- 2 5 学校保健体育に関すること。
- 2 6 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- 2 7 就学時の健康診断に関すること。
- 2 8 教科用図書無償給与に関すること。
- 2 9 教育財産の設置，取得，処分事務に関すること。
- 3 0 教育財産の管理に関すること。
- 3 1 教育施設の総合計画の策定実施に関すること。

- 3 2 教育施設に係る国庫補助に関すること。
- 3 3 起債資料の調査，作成に関すること。
- 3 4 学校警備に関すること。
- 3 5 学校施設の目的外使用に関すること。
- 3 6 学校施設の維持管理及び環境整備に関すること。
- 3 7 通学路の安全確保に関すること。
- 3 8 学校法律相談に関すること。
- 3 9 学校の適正配置に関すること。
- 4 0 教職員の働き方改革に関すること。
- 4 1 学校管理備品の整備に関すること。

教育指導課

- 1 学校教育指導方針の作成に関すること。
- 2 学校教育内容の指導助言に関すること。
- 3 教育課程その他教育計画の届出に関すること。
- 4 教職員の研修に関すること。
- 5 生徒指導対策に関すること。
- 6 教育相談，適応指導教室の運営に関すること。

- 7 人権教育の推進に関する事。
- 8 研究指定校その他教育指導機関との連携協力に関する事。
- 9 ICT教育環境の整備及び推進に関する事。
- 10 学校図書教育，環境教育の推進に関する事。
- 11 保幼小中高一貫教育の推進に関する事。
- 12 教科指導に係る調査集計に関する事。
- 13 道徳教育の推進に関する事。
- 14 教育情報の発信に関する事。
- 15 小中学校の外国語指導に関する事。
- 16 社会科副読本の編集及び活用に関する事。
- 17 特別支援教育に関する事。
- 18 外国語指導助手の採用及び活動に関する事。
- 19 不登校，いじめ等の問題を持つ児童生徒の相談に関する事。
- 20 学習支援ティーチャーの採用及び活用に関する事。
- 21 守谷市総合教育支援センターの運営に関する事。
- 22 守谷市サタデー学習支援教室に関する事。
- 23 守谷市任期付市費負担教職員事業に関する事。

- 2 4 県費負担教員の任免，分限及び内申に関すること。
- 2 5 県費負担職員の給与，旅費及び福利厚生に関すること。

現 行

課名	事務分掌
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関すること。 2 教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。 3 総合教育会議に関すること。 4 教育委員会の規則，規程の制定，改廃に関すること。 5 公告式に関すること。 6 市費職員の任免その他人事に関すること。 7 公印の管理に関すること。 8 請願，陳情に関すること。 9 教育予算及び決算の統制に関すること。 1 0 教育行政の調査統計に関すること。 1 1 ほう賞及び表彰に関すること。

- 1 2 教育行政の基本的施策の企画に関する事。
- 1 3 文書の収受，發送，編さん及び広報公聴に関する事。
- 1 4 物品購入及び契約事務に関する事。
- 1 5 教育委員会及び課内庶務に関する事。
- 1 6 点検評価員の会議に関する事。
- 1 7 県費負担職員の給与，旅費及び福利厚生に関する事。
- 1 8 学級編制に関する事。
- 1 9 児童，生徒の就学に関する事。
- 2 0 教材教具等の整備に関する事。
- 2 1 教育振興に係る国庫補助事業に関する事。
- 2 2 要保護及び準要保護児童生徒の諸補助に関する事。
- 2 3 通学区の設定変更及び校名制定委員会に関する事。
- 2 4 学校基本調査に関する事。
- 2 5 学校安全会及び交通災害保険に関する事。
- 2 6 学校保健体育に関する事。
- 2 7 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- 2 8 就学時の健康診断に関する事。

- 2 9 教科用図書無償給与に関すること。
- 3 0 教育財産の設置，取得，処分事務に関すること。
- 3 1 教育財産の管理に関すること。
- 3 2 教育施設の総合計画の策定実施に関すること。
- 3 3 教育施設に係る国庫補助に関すること。
- 3 4 起債資料の調査，作成に関すること。
- 3 5 学校警備に関すること。
- 3 6 学校施設の目的外使用に関すること。
- 3 7 学校施設の維持管理及び環境整備に関すること。
- 3 8 通学路の安全確保に関すること。
- 3 9 学校法律相談に関すること。
- 4 0 学校の適正配置に関すること。
- 4 1 教職員の働き方改革に関すること。
- 4 2 学校管理備品の整備に関すること。

教育指導課

- 1 学校教育指導方針の作成に関すること。
- 2 学校教育内容の指導助言に関すること。
- 3 教育課程その他教育計画の届出に関すること。

- 4 教職員の研修に関する事。
- 5 生徒指導対策に関する事。
- 6 教育相談，適応指導教室の運営に関する事。
- 7 人権教育の推進に関する事。
- 8 研究指定校その他教育指導機関との連携協力に関する事。
- 9 ICT教育環境の整備及び推進に関する事。
- 10 学校図書教育，環境教育の推進に関する事。
- 11 保幼小中高一貫教育の推進に関する事。
- 12 教科指導に係る調査集計に関する事。
- 13 道徳教育の推進に関する事。
- 14 教育情報の発信に関する事。
- 15 小中学校の外国語指導に関する事。
- 16 社会科副読本の編集及び活用に関する事。
- 17 特別支援教育に関する事。
- 18 外国語指導助手の採用及び活動に関する事。
- 19 不登校，いじめ等の問題を持つ児童生徒の相談に関する事。
- 20 学習支援ティーチャーの採用及び活用に関する事。

- 2 1 守谷市総合教育支援センターの運営に関する事。
- 2 2 守谷市サタデー学習支援教室に関する事。
- 2 3 守谷市任期付市費負担教職員事業に関する事。
- 2 4 県費負担教員の任免，分限及び内申に関する事。

(新設)

議案第25号

守谷市スポーツ推進委員の委嘱について

守谷市スポーツ推進委員規則（昭和37年教育委員会規則第14号）第3条に基づき、守谷市スポーツ推進委員を次のとおり委嘱する。

No.	氏名	特技	備考
1	にった さかえ 仁田 栄	水泳	15期目
2	えびはら のぶこ 海老原 信子	バレーボール	14期目
3	なんじょう しょうじ 南城 正治	登山、自転車	12期目
4	むらやま よしみ 村山 よしみ	水泳	12期目
5	せお よしかつ 瀬尾 義勝	バレーボール	11期目
6	かわしま ようこ 川島 陽子	ハンドボール	10期目
7	ほんぼ よねはる 本保 米春	ニュースポーツ	9期目
8	きくち ゆうこ 菊地 裕子	バレーボール、ニュースポーツ	6期目
9	ふくおか こうじ 福岡 広治	ボッチャ	2期目
10	さいとう こうじ 齋藤 孝治	ミニバレー	2期目
11	よど さち 淀 幸	バドミントン	2期目
12	よしもと あずさ 吉元 梓	ランニング、水泳	2期目
13	なかやま こういち 中山 耕一	自転車	新任
14	しもむら ひろえ 下村 弘恵	バスケットボール、ニュースポーツ	新任
15	おぼた しょうたろう 小畑 翔太郎	スカッシュ	新任

任 期 令和7年4月1日から令和10年3月31日

令和7年 4月25日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日 原案 決

提案理由

本案は、令和7年3月31日で、守谷市スポーツ推進委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

議案	頁数
25号	1

○守谷市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づきスポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館その他の教育機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深め普及啓発を図ること。
- (6) スポーツ推進事業の実施に係る企画運営及び連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

(委嘱)

第3条 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、前条に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 スポーツ推進委員の定数は、15名以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び教育委員会規則等に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、スポーツ推進委員に関し必要な事項

は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年2月8日教委規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日教委規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月26日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年1月20日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第26号

守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

下記の者を守谷市学校運営協議会委員に委嘱したいので、守谷市教育員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

記

名称 御所ヶ丘中学校区学校運営協議会

	委 嘱 区 分	所属等	新 任 者	前 任 者	理 由
1	規則第4条第1項第1号 保護者	松前台小学校 PTA代表	かねこ ともや 金子 朋矢	まつばら まさたか 松原 匡孝	役員改選のため
2	規則第4条第1項第1号 保護者	御所ヶ丘中学校 PTA代表	まつばら まさたか 松原 匡孝	こいずみ りょういち 小泉 亮一	役員改選のため
3	規則第4条第1項第4号 対象学校の校長、教頭、その他教職員	大井沢小学校 校長	おおばお くにひろ 大場 邦宏	のぐち かずひこ 野口 和彦	人事異動のため
4	規則第4条第1項第4号 対象学校の校長、教頭、その他教職員	松前台小学校 校長	わたなべ くにひろ 渡辺 邦広	ふるや みき 古谷 美樹	人事異動のため
5	規則第4条第1項第4号 対象学校の校長、教頭、その他教職員	御所ヶ丘中学校 校長	さわき つとむ 澤木 努	いけだ やすし 池田 恭	人事異動のため

委嘱期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（前任者の残任期間）

令和7年4月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年4月25日 原案 決

提案理由

本案は、教職員の人事異動及びPTA役員の改選に伴い、後任者を委嘱するものです。

議案	頁数
26号	1

○守谷市学校運営協議会設置運営規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者及び地域住民等の学校運営への参画及び学校との協働を促進することにより、学校並びに保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、次のとおり協議会を置く。

名称	対象学校
守谷中学校区学校運営協議会	守谷中学校
	大野小学校
	黒内小学校
愛宕中学校区学校運営協議会	愛宕中学校
	守谷小学校
	郷州小学校
御所ヶ丘中学校区学校運営協議会	御所ヶ丘中学校
	大井沢小学校
	御所ヶ丘小学校
	松前台小学校
けやき台中学校区学校運営協議会	けやき台中学校
	高野小学校
	松ヶ丘小学校

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長及び当該学校に在籍する生徒又は児童の保護者並びに当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(委員の委嘱)

第4条 協議会の委員は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

- (4) 対象学校の校長，教頭その他教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか，教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は，前項の委員の委嘱について対象学校の校長から申出があったときは，当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の辞職等が生じた場合には，教育委員会は新たな委員を委嘱することができる。
- 4 委員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。

- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第6条 対象学校の校長は，次の各号に掲げる事項について，毎年度ごとに基本的な方針を作成し，協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は，前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

（学校運営等に関する意見の申し出）

第7条 協議会は，対象学校の運営全般について，教育委員会又は対象学校の校長に対して，意見を述べることができる。

- 2 協議会は，第2条に規定する役割を踏まえ，対象学校の職員の採用その他の任用に関して，教育委員会を経由し，茨城県教育委員会に対して意見を述べるることができる。ただし，学校運営の基本的な方針の実現又は教育上の課題解決に資する意見とし，分限，懲戒及び特定の職員に関する事項は除く。
- 3 協議会は，前2項の規定により意見を述べるときは，あらかじめ，対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第8条 協議会は，毎年度1回以上，対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第9条 協議会は，対象学校の運営について，地域住民等の理解，協力，参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員にふさわしくない行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、教育長が招集する。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議の招集の特例)

第15条 会長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に議事の概要を記載した書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 第13条の規定は、前項の場合について準用する。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解職することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第10条に反した場合
- (3) その他解職に相当する事由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

協議第2号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である児童クラブ運営事業において、守谷市内児童クラブの待機児童対策による施設の増減に伴い、上記規則に児童クラブ名称及び定員を加除することについて協議を求める。

令和7年4月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協議	頁数
2号	1

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年守谷市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第35号を第38号とし、第26号から第34号までを3号ずつ繰り下げ、第25号を削り、第24号を第28号とし、第16号から第23号までを4号ずつ繰り下げ、第15号を第19号とし、同号の前に次の1号を加える。

（18）郷州小学校第3児童クラブ 40人

第2条中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、同号の前に次の1号を加える。

（15）松ヶ丘小学校第5児童クラブ 40人

第2条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

（10）御所ヶ丘小学校第3児童クラブ 40人

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）守谷小学校第7児童クラブ 40人

附 則

この規則は、交付の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

協 議	頁 数
2 号	2

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

改 正	現 行
<p>(定員)</p> <p>第2条 各児童クラブの定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p> <p><u>(7) 守谷小学校第7児童クラブ 40人</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) 御所ヶ丘小学校第3児童クラブ 40人</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) 松ヶ丘小学校第5児童クラブ 40人</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(18) 郷州小学校第3児童クラブ 40人</u></p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p><u>(22) (略)</u></p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 各児童クラブの定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p>

(23) (略)
(24) (略)
(25) (略)
(26) (略)
(27) (略)
(28) (略)
(削除)
(29) (略)
(30) (略)
(31) (略)
(32) (略)
(33) (略)
(34) (略)
(35) (略)
(36) (略)
(37) (略)
(38) (略)

(19) (略)
(20) (略)
(21) (略)
(22) (略)
(23) (略)
(24) (略)
(25) 黒内小学校第11児童クラブ 40人
(26) (略)
(27) (略)
(28) (略)
(29) (略)
(30) (略)
(31) (略)
(32) (略)
(33) (略)
(34) (略)
(35) (略)

協議第3号

守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である補助金の交付事業において、地域住民や学校が連携して、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動を推進するため、守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱を制定することについて協議を求める。

令和7年4月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協議	頁数
3号	1

守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱を次のように定める。

令和7年 月 日

守谷市長 松丸修久

守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項の規定に基づく地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を実施する団体に対し、予算の範囲内において守谷市地域学校協働活動交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、守谷市交付金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、協働活動を実施するものであって、守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和5年守谷市教育委員会告示第1号）の規定に基づき守谷市教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員が所属するものとする。

(対象活動)

第3条 交付金の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、守谷市学校運営協議会設置運営規則（令和5年守谷市教育委員会規則第6号）第1条に規定する学校運営協議会が認める協働活動とする。

2 対象活動は、第7条第1項の規定による交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた日の属する年度の末日までに完了させなければならない。

第4条 交付金の対象となる経費は、対象活動の実施に必要な経費とし、その範囲は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 他の交付金等の交付の対象となった経費
- (2) 対象団体の経常的な運営維持管理費
- (3) 人件費（講師，専門家等に対する謝礼等を除く。）
- (4) 支出を証明する書類のない経費
- (5) その他交付金の対象として適当でないと認める経費

(公布金の額)

第5条 交付金は、前条の対象経費の額に相当する額を交付するものとし、そ

協 議	頁 数
3 号	2

の額は、対象団体ごとに1年度当たり10万円を限度とする。

(交付金の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする対象団体は、地域学校協働活動交付金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請を受けた場合は、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定したときは、地域学校協働活動交付金交付決定通知書(様式第3号)により、当該対象団体に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付金の請求)

第8条 交付決定を受けた対象団体(以下「交付決定団体」という。)は、交付金の交付を受けようとするときは、地域学校協働活動交付金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。概算払を受けようとするときも同様とする。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、交付決定を受けた対象活動(以下「交付活動」という。)を完了した日から起算して90日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に活動実績を報告しなければならない。

- (1) 地域学校協働活動交付金実績報告書(様式第5号)
- (2) 収支決算書(様式第6号)
- (3) 支出を証明する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付金の額を確定し、地域学校協働活動交付金交付額確定通知書(様式第7号)により交付決定団体に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 法令、規則又はこの告示に違反したとき。
- (3) 交付金を交付の目的以外に使用したとき。

協議	頁数
3号	3

(4) 前3号に掲げるもののほか交付金を交付することが不相当と認める事実があったとき。

(交付金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の交付金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第10条の規定により交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金を交付しているときは、期限を定めて確定した額を超える部分の返還を命ずるものとする。

(文書の保存)

第13条 交付決定団体は、交付活動の実施に要した経費に係る領収書等支出を証明する書類の全てを、当該交付活動を実施した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

項目	経費の種類
報償費	講師，専門家等に対する謝礼等
旅費	交通費等
消耗品費	事務用品等，氷，水等及び清掃用具等の購入費
修繕費	備品の修繕，部分品の取替え費用
原材料費	材料及び資材の購入費等
食糧費	食材の購入費（対象活動において調理等を行う場合に限る。）
印刷製本費	チラシ，ポスター等の作成，印刷等の費用
燃料費	灯油，ガソリン等の購入費
通信運搬費	通信費，郵送，宅配費その他の必要な通信費
手数料	口座振込み手数料等
保険料	対象活動の開催時に加入する保険料等
使用料・賃借料	対象活動（その準備のための会議等を含む。）で使用する施設使用料，物品の賃借料，通行料金等（交付決定の日から対象活動の完了日までの期間中のものに限る。）

守谷市長 宛て

申請者
住所
氏名
連絡先

地域学校協働活動交付金交付申請書

守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

団体名		
地域学校協働活動推進員名		
交付申請額	円	
活動内容		

備考 スペースが少ない場合は、適宜補正及び複写し、使用することができます。

様式第2号（第6条関係）

収支予算書

団体名 _____

収入の部

項目	金額（円）	経費の内容
合計		

支出の部

項目	金額（円）	経費の内容
合計		

備考 この収支予算書は、適宜補正して使用することができます。

第 年 月 日
号

団体名
代表者 様

守谷市長

地域学校協働活動交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請を受けた地域学校協働活動交付金については、守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 交付する。
- 1 交付決定額 円
 - 2 附帯条件

- 交付しない。
(理由)

年 月 日

守谷市長 宛て

団体名
代表者

地域学校協働活動交付金請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた地域学校協働活動交付金について、守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱第8条の規定により請求します。なお、地域学校協働活動交付金が振込先口座に振り込まれたときは、受領したものと認めます。

1 交付決定額 円
既交付額 円
今回交付請求額 円
未交付額 円

2 付記事項

3 口座振込先

口座振込金融機関名	口座種別	預金口座番号
	普・当	
フリガナ 預金口座名義人		

年 月 日

守谷市長 宛て

団体名
代表者

地域学校協働活動交付金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた地域学校協働活動交付金について、守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱第9条の規定により活動実績を報告します。

1 交付決定額 円

2 活動実績

活動内容の概要	
---------	--

様式第6号（第9条関係）

収支決算書

団体名 _____

収入の部

項目	金額（円）	経費の内容
合計		

支出の部

項目	金額（円）	経費の内容
合計		

- 備考 1 この収支決算書は、適宜補正して使用することができます。
2 支出を証明する書類の写しを添付してください。

様式第7号（第10条関係）

第 年 月 日
号

団体名
代表者 様

守谷市長

地域学校協働活動交付金交付額確定通知書

地域学校協働活動交付金について、守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱第10条の規定により次のとおり確定したので通知します。

交付確定額	円
既交付額	円
返納額	円

報告第8号

令和7年度守谷市総合教育支援センター職員について

令和7年2月に報告いたしました、「報告第3号 令和7年度守谷市総合教育支援センター職員について」において、欠員となっていた検査員1名が決定しましたので以下のとおり報告するものです。

センター長いじめ担当	指導主事（副参事）秋田美紀子
検査員	大森 泉
検査員	藤森 幸子
検査員	大谷 尚之
未就学	関本 幸枝
未就学	村上 清子
統括相談員 いじめ担当	片岡 正美
教育相談員	間根山 けい子
教育相談員	高中 照子
教育相談員	石黒 幸子
教育相談員	小菅 早苗
はばたき	山野井 文子
はばたき	川嶋 ひろみ
はばたき	増田 徹
はばたき	山中 敬夫

令和7年4月25日報告
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

報告	頁数
8号	1

報告第9号

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会からの調査報告書について

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会からいじめ重大事態についての調査報告書が提出されましたので報告します。

令和7年4月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

報告	頁数
9号	1

調査報告書

令和6年11月27日

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会

報告	頁数
9号	2

はじめに	1
第1 本委員会による調査の概要	2
1 調査に至る経過	2
2 本委員会の構成等	3
3 本委員会の調査事項	3
4 本委員会の開催状況	3
5 本調査に対する被害児童及び関係児童側からの意見聴取	3
(1) 被害児童側からの意見聴取	4
(2) 関係児童及び関係児童保護者からの意見聴取	5
6 本委員会が実施した調査等	5
第2 本委員会の検証の前提となる事実関係について	6
1 被害児童	6
2 被害児童の欠席期間及び現在の状況	6
3 本件小学校について	6
(1) 本件小学校の概要	6
(2) 本件小学校におけるいじめ防止等の対策について	7
① 本件小学校におけるいじめ防止等の対策について	7
② 本件小学校いじめ対策委員会の実施状況（令和4年度）	8
③ 本件小学校のいじめ認知の状況	8
4 本委員会が調査の結果、確認した事実関係	8
(1) 被害児童の本件に至る前の状況	9
(2) 加害児童の本件に至る前の状況	9
(3) 被害児童と加害児童との関係	9
(4) 10月12日（木）	9
(5) 事件後の経過	10
第3 本委員会による事実関係の検証について	24

1	本委員会において検討する「いじめ」及び「重大事態」の定義	24
	(1) 「いじめ」の定義	24
	(2) 「重大事態」の定義	26
2	本件の、被害児童が金属バットで叩かれたことにおける「いじめ」の該当性	26
3	本件の重大事態該当性	28
第4	学校の対応の問題点	28
	1 トラブルになった際の個人情報について	28
	2 被害児童保護者への報告について	30
	3 被害児童担任が、被害児童のけがの程度の確認をした状況について	31
	4 被害時の調査と説明が不十分であること	32
	5 行為の程度が軽いと、加害児童や目撃者の証言によって認定すべきではないこと	34
	6 それぞれの聴き取りメモが保存されていないこと	36
	7 不登校支援の在り方について	37
	8 本学校のいじめ対応について	38
第5	本委員会による提言	38
	1 被害児童及び保護者に具体的に寄り添った対応をすること	38
	2 個人情報の保護に関して	39
	3 いじめ調査に関し、被害の「程度」の理解には客観的な状況の把握を重視すること	40
	(1) 被害児童生徒について	40
	(2) 周囲の児童	41
	4 危険な結果を伴いかねない行為については、詳細で客観的な情報を提供し、不安の解消に努めること	41
	5 被害直後の聴き取りをした場合、どの児童から、どのように聴いたか個別にメモを残すことのできる仕組みづくり	42

6	警察との連携を積極的に行うこと	42
7	不登校支援をする際に、第三者的な立場からの意見聴取を行うこと	43
8	保護者・児童へのいじめ対応の周知	44

はじめに

1 本件は、令和5年10月12日（木）守谷市立守谷小学校（以下「本件小学校」という。）の小学4年生であった被害児童が、放課後、市内の公園にて、小学校6年生であった加害児童から金属製バットにて頭を殴打され、項部挫傷の傷害を負い、その後不登校となったという事案である（以下「本件」という。）。

2 本件小学校は、被害児童及び被害児童の保護者（以下「被害保護者」という。）の訴えに基づき、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第23条第2項に基づく調査を実施したが、今般、守谷市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）において、第三者調査により重大事態に係る事実関係を明らかにする必要があると判断されたことから、守谷市いじめ問題重大事態調査委員会（以下「本委員会」という。）において、本件調査を実施したものである。

本件調査は、本件小学校に何ら問題なく通学していた被害児童が、本件を契機に不登校となった事案である。本委員会としては、できる限り、当事者の供述や資料から客観的に認定できる事実関係を認定した上で、本件の学校対応の検証、今後の対応と再発防止策の検討をした。

3 なお、本調査報告書は、本委員会による調査の結果を取りまとめたものであるが、本件調査は、あくまでいじめ防止対策推進法に基づいて行われたもので、同法2条で「いじめ」が、いじめをしたとされている児童の責任の有無を問わずに定義されていることから明らかなとおり、本調査報告書は、関係者の民事上その他の法的責任の検討に当たって用いられることを念頭において作成されたものではなく、学校の問題点を指摘した部分についても、今後のいじめ予防のために広く問題点を抽出して運用を改善するという目的で検討を行ったものであり、当時の状況下でそのような運用が実際に可能であったか等の予見可能性の問題、そのような対応がされたからと言って結果が回避されたかという結果回避可能性の

報 告	頁 数
9 号	6

問題、また、加害児童や、自治体に法的な責任が及ぶかという観点での検討はなされていないことに留意されたい*1。

第1 本委員会による調査の概要

1 調査に至る経過

(1) 本委員会は、市教育委員会が、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会設置条例（平成27年条例第6号、以下「本条例」という。）により市教育委員会の附属機関として設置した委員会である。

本条例第2条において、「委員会は、教育委員会の諮問に応じ、当該重大事態に係る事実関係の調査等を行う」とされている。

(2) 令和5年11月22日、本件小学校学校長から守谷市教育委員会教育長に対し、暴力を受けたことがきっかけとなり心にストレスを抱え、登校できなくなったという保護者の訴えにより、いじめ防止対策推進法第30条第1項に基づき、同法第28条第1項に規定するいじめによる重大事態が発生した旨の報告がされた。

令和5年12月25日、守谷市定例教育委員会において承認を経て、令和6年1月29日に市教育委員会より本委員会に対し、本件についての調査開始の依頼があり、本委員会において、本件の調査を開始したものである。

*1 金沢地方裁判所平成30年2月26日判決（公刊物未登載）は、いじめ防止対策推進法について「同法は、いじめがその対象児童に与える影響に鑑み、いじめには多様な態様のものがあり得ることを踏まえ、これをその対象児童の主観に着目して広く把握した上で、学校や地方公共団体等の責務や役割を明らかにするものであって、同法における『いじめ』の定義は、このような教育上・行政上の配慮の必要性を踏まえ、行為者の主観や行為の客観的態様等を考慮せずに定められているものであるから、同法に定める『いじめ』に該当することは、当該いじめを行った児童とその対象児童との間の民事上の関係において、直ちに不法行為法上違法の評価を受けることまでも意味するものではないと解すべきである。」と判示している。

報 告	頁 数
9 号	7

2 本委員会の構成等

本委員会において本件の調査を開始するに当たっては、本条例第9条に基づき、臨時委員を委嘱し本件の調査に当たることとした。

本委員会の構成は、別紙1の委員等名簿のとおりである。

3 本委員会の調査事項

本委員会が、守谷市教育委員会から要請を受けた調査事項等は以下のとおりである。

- ① 本件の事実関係の検証について
- ② 本件の学校対応の検証について
- ③ 今後の対応と再発防止策について

4 本委員会の開催状況

本委員会は、本件の調査・検討のため、本件小学校及び市教育委員会から収集した関係資料の分析や、被害児童、加害児童、本件現場にいた児童、本件小学校の関係者からの聴き取り調査を行い、調査に基づき、委員会を開催し、本件に関わる事実関係の検討、学校対応、再発防止策等の検討について、審議を重ねた。

本件について、本委員会の開催期日は、以下のとおりである

令和6年	1月	29日	(月)	第1回委員会
	7月	2日	(火)	第2回委員会
	9月	3日	(火)	第3回委員会

5 本調査に対する被害児童側及び関係児童側からの意見聴取

本調査においては、被害児童側及び関係児童側から意見聴取を行った。

報告	頁数
9号	8

(1) 被害児童側からの意見聴取

本委員会は、令和6年2月28日（水）、本調査を進めるに当たり、被害児童及び被害保護者に対し、本委員会において検討した調査方針を説明した上で、被害児童及び被害保護者が希望する調査事項、調査方法について確認をした。

また、同日には、本委員会において、被害児童より聴き取り及び意見聴取を実施し、同年9月27日（金）、被害児童保護者に対し、本委員会による調査の進行状況を報告した。

被害児童保護者からは、以下のような意見が得られた。

- ① その場にいた6年生の児童から調査してほしい。その場ではやし立てた、あおった児童について、調査してほしい。
- ② 4年生についても、居合わせたメンバーについては全員調査してほしい。クラス全員のアンケートではなく、居合わせたメンバーに対して調査してほしい。
- ③ 学校関係者で調査してほしいのは、校長、教頭、4年の学年主任、加害児童の担任、加害児童に被害児童の電話番号を教えた6年担当の教員、被害児童の担任である。
- ④ 被害児童保護者は、自身の個人情報を加害保護者に伝えてほしくなかったのに、無断で情報を開示された。そのことについて、教員からは直接謝罪がなかった。
- ⑤ 被害児童担任が、被害児童に対し、「痛いのか痛くないのかはっきりしてください。金曜日と言っていることが違う。」と述べたことについて調べてほしい。被害児童は、担任の発言が受け入れられず、オンラインで授業を受けることもできなかった。
- ⑥ 加害児童の女子が、被害児童を凝視する、複数人が被害児童を見てこそそと話すことがあった。

報 告	頁 数
9 号	9

(2) 加害児童及び加害児童保護者からの意見聴取

本調査委員会では、令和6年3月19日（火）、加害児童、加害児童保護者に対し、調査の説明を実施し、調査に関する意見を聴取した

6 本委員会が実施した調査等

(1) 本件小学校による調査結果の検討

前記のとおり、本委員会に対して本件調査が要請されたのは、令和6年1月のことであるが、それ以前に、本件小学校は、市教育委員会と協議の上、本件に関する調査を実施していた。

本委員会による調査は、独自に実施したもののほか、本件小学校による調査結果も検討対象としている。

本件小学校による調査の概要は、以下のとおりである。

本件小学校において、本件の翌日である令和5年10月13日（金）に、4年生児童、6年生児童に対し、聴き取りを行っている。

また、被害児童の担任が、10月16日（月）、被害児童から痛みの程度についての聴き取りを行った。

(2) 本委員会による関係者からの聴き取り調査等について

上記のとおり、本委員会が調査を開始する以前に、既に、本件小学校による関係者からの聴き取り調査が実施されていたところであるが、本委員会として、より詳細な事実関係を把握するため、改めて、関係者からの聴き取り調査を実施することとした。

聴き取り調査は、できる限り委員が対象者から直接話を聞けるよう、対象者に協力を依頼し、聴取を行った。現場にいた全ての児童に聴取を要請したが、実際に聴き取りができたのは12名中7名である。

① 被害児童、被害保護者からの聴き取り調査について

被害児童については、本委員会において、令和6年2月28日（水）に聴

報 告	頁 数
9 号	10

取を行った。

② 加害児童からの聴き取り調査について、3月19日（火）に実施した。

③ 居合わせた児童からの聴き取り調査について

3月29日（金）に、4名から聴き取りを行った。

4月1日（月）に、1名から聴き取りを行った。

4月5日（金）に、2名から聴き取りを行った。

④ 教員等の学校関係者からの聴き取り調査について

本件に関する教員等の学校関係者について、直接の聴き取り調査の協力を依頼し、実施した。

聴き取り調査の対象としたのは、校長、教頭、被害児童担任教諭、加害児童担任教諭、4学年主任である。

第2 本委員会の検証の前提となる事実関係について

1 被害児童

本件において被害にあった児童は、令和5年度に、4年生のクラスに在籍した男子児童（以下「被害児童」という。）である。

2 被害児童の欠席期間及び現在の状況

被害児童は、病欠等を除き、特段欠席なく登校していたが、本件の翌日である令和5年10月13日（金）以降欠席がちとなり、12月18日（月）に、欠席の累積日数が、30日となったが、令和6年2月6日から徐々に登校頻度が回復し、現在は問題なく登校できている。

3 本件小学校について

(1) 本件小学校の概要

① 本件小学校は、守谷市内にある公立小学校である。

報告	頁数
9号	11

② 本件小学校の令和5年度の児童数は、学校全体で726人であり、被害児童が属していた令和5年度の第4学年の児童数は124人、第6学年の児童数は133人、いずれも4クラスであり、児童数の多い小学校である。

③ 本件小学校の校長は、男性で、管理職経験は11年以上であり、本件小学校には令和5年度から就任し、現時点でも本件小学校に在籍している。

本件小学校の教頭は、男性で、令和5年度から教頭として着任し、本件小学校が教頭としての初任校である。

4学年の学年主任は、女性で、教員として35年目であり、本件小学校に着任してから9年目である。4年1組の担任でもある。

被害児童の担任は、他県で講師をしていたことはあったが、期間を経て、茨城県において教員として採用され初めての着任となる。

加害児童の担任は、教員として7年目で、本件小学校に7年在籍している。

(2) 本件小学校におけるいじめ防止等の対策について

① 本件小学校における学校いじめ防止基本方針の内容

本件小学校は、学校いじめ防止対策基本方針（以下「本件学校いじめ基本方針」という。）を策定しているところ、同基本方針には、以下のとおり、規定されている。

「(1) 未然防止に向けた取り組み「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうること。」という基本認識に立ち、誰もが、いじめを〈しない・させない・見過ごさない〉等、学校全体で取り組む。そのためにも、児童の「居場所づくり」「絆づくり」を大切に活躍できるようにする。「ア 授業、学級活動において規律正しい態度で授業や行事に参加でき、一人ひとりが認められ、相手を思いやる学級づくりに取り組むと共に、分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で、自己有用感を味わわせる。また、児童が自らの行動を自分で選択し、自己指導能力を高めることができる場面を設定し、いじめに向

かわない態度、能力を育成する。さらに、係活動や児童相互の関係を深める活動を計画的に取り入れることで、いじめの起こりにくい学級環境を作り出す。」

② 本件小学校いじめ対策委員会の実施状況（令和4年度）

本件小学校において、本件小学校いじめ対策委員会については、以下のとおり規定されている。

いじめ防止対策に向けた組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校運営協力員とする。その他校長の判断により、必要に応じて、人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

〈活動〉

- ・いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案（受けた児童・行った児童）に対する対応に関すること
- ・関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること
- ・その他いじめ防止に係わること

〈開催〉

毎月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

③ 本件小学校のいじめ認知の状況

本件小学校のいじめ認知は積極的に行う姿勢がとられており、「被害者が心身の苦痛を受けたとき」といういじめ防止対策推進法に定義に基づいた認知がされている結果、令和5年度におけるいじめ認知件数は65件であり、積極的ないじめ認知が行われていた。

報 告	頁 数
9 号	13

4 本委員会が調査の結果、確認した事実関係

本委員会は、調査の結果、以下の事実関係を認定した。なお、前記のとおり、本委員会が調査を開始する前に、本件小学校による児童の聴き取り調査が複数回にわたって実施されており、児童の聴き取り調査の結果には、本件小学校による聴き取り調査の結果の確認を含む。

(1) 被害児童の本件に至る前の状況

被害児童は、生活態度も友人関係も特段問題がない児童であり、特段のトラブルもなく、不登校傾向もなかった。

(2) 加害児童の本件に至る前の状況

加害児童は、6年生の女子児童である。集中力が続かないときに離席する、衝動的な行動がみられることがあるため、見守りが必要な児童として認識されていたが、友達と多数のコミュニケーションをとり明るく生活していた。

(3) 被害児童と加害児童との関係

面識はなく、関係性はない。今回現場にいた4年生児童らと、6年生児童らの間にも、特段のトラブルはない。

(4) 10月12日(木)

ア 当日は、終業時刻が通常よりも早めであった。

4年生児童である被害児童、そのほか児童2名は、まず別の公園にいたのちに、森林公園に行った。森林公園で、3名の児童と合流した。全員が男子児童である。所属するクラスは、複数クラスにまたがっている。

被害児童は、ヘルメットを着用したまま遊んでいた。

森林公園で、バットを持ってきている児童がいたが、被害児童が森林公園に行った際は、バットで遊ばず周囲に置いており、ゲーム機で遊んでいた。

イ 加害児童を含む6年生グループは、まず別の公園にいたのちに、森林公園に行った。

加害児童らは、男子児童、女子児童が混在し、所属するクラスも複数クラス

にまたがっていた。

途中まで、遊具を利用した鬼ごっこをしており、6年生児童の一人が放置してあるバットを発見したことから、ぐるぐるバット（10秒間、バットを起点にして回転し、その後走るなどする）をすることとなった。

加害児童を含めた3名程度の6年生児童がぐるぐるバットを行った。加害児童はマスクで目隠しをした。加害児童は回転したことによってふらつき、またバットを持っていたので、6年生の女子児童1名の頭部に偶然バットが当たり当該女子児童は痛みによって泣き、他の児童が心配し、ぐるぐるバットは中止された。

ウ その後、4年生児童と6年生児童が接触し、被害児童ではない4年生児童が、バットを返してもらおうように依頼した。このときに、バットが当たって涙目になっていた女子児童ともう一名の女子児童は4年生の近くに行かなかった。6年生は、「置いているお前らが悪い、こっちにはけが人が出ている」などの発言をした。接触してまもなく、加害児童が、バットを持ち上げていたところ、ヘルメットをかぶっている被害児童を見て、こいつなら叩けるという趣旨の発言をして、バットを振り下ろす形で被害児童の頭部をバットで叩いた。叩かれたヘルメットからは音がしていた。その後、6年生はバットを放り投げた。

エ 4年生児童は、翌日に、担任にこの件を報告することを決めた。

被害児童は、バットで殴打されたことについて、保護者に報告しなかった。

(5) 事件後の経過

・10月13日（金）

ア 4年生の児童が、担任に対し、始業時刻前に、12日の出来事（6年生が被害児童をバットで叩いたこと、4年生のバットを勝手に使用したこと）について報告した。

その結果、6年生の担任も知ることとなり、6年生に担任から、当日現場に

居合わせた6年生児童らに対し、聴き取りが行われた。被害児童にも聴き取りが行われたが、行為態様についての聴取はなかった。また、加害児童も、軽くコンコンと叩いたと説明し、実際にバットに類する道具を用いて実演することはなかった。

4年生の教員は、教頭に報告した。

イ 昼休みに、6年生の児童が4年生の児童を訪れ、それぞれの担任、学年主任の立ち合いのもと、6年生の児童らから4年生児童らに対し、バットを使ったこと、叩いたことの謝罪が行われたが、その際、6年生児童からは、4年生児童からも謝るようにとの言葉がけが見られた。

また、昼休みに、被害児童担任は、被害児童に対し、現在の痛みの程度について、簡易な聴取を行ったが、具体的な動作を示すことはなかった。

校長は別件での会議が続いており、会議終了後の夕方に、本件の報告が行われ、保護者に連絡をすることとなったが、担任が不在であったため、学年主任が連絡した。

ウ 4学年主任は、被害児童保護者に対し、被害児童が固いバットで叩かれた件を報告したが、「金属バット」で叩かれたとは伝えなかった。

被害児童保護者は、それ以前に被害児童から報告を受けていなかったため、その時は感謝の意を伝えていた。

・10月14日（土）

被害児童は、整形外科を受診し、項部挫傷の診断を受けた。

・10月16日（月）

再度の調査が行われたが、どの程度のか、どの程度の態様かについては、主に加害児童から聴き取りがなされ、軽いコンコンであったと聴取した。しかし、被害児童と加害児童の叩かれた態様や態度を照らし合わせたとの記録はない。

被害児童担任は、被害児童保護者に対し、電話して、金属バットで叩かれた、被害児童はコンコンよりは強かったと述べているなど状況を説明した。被害保護者

は、被害児童が整形外科を受診し、首の捻挫と診断されたことを伝えた。

被害児童担任は、被害児童に、金曜日と言っていることが異なっていること、はっきり言ってほしかったという趣旨を伝えた。

加害児童担任が、加害児童の保護者に、加害児童が被害児童を金属バットで叩いたことなどを伝えた。加害児童保護者から、謝罪したいとの意向が示されたので、4学年主任が、被害児童保護者に、加害児童保護者による謝罪の意向を伝えたが、被害児童保護者は、電話番号なら良いが、住所は伝えないでほしいこと、平日は来訪による謝罪を希望していないことを伝えた。

4学年主任は、加害児童の担任に、被害児童保護者は、電話番号と住所を伝えてもよいと考えていると判断して、加害児童担任に伝えた。

加害児童担任は、加害児童保護者に、被害児童保護者の住所と電話番号を伝えた。加害児童保護者は被害児童保護者に連絡した。

・10月17日（火）

被害児童担任と被害児童保護者が電話で話した際、被害児童保護者から、①金属バットで叩かれたことを伝えられていないことへの苦情②加害児童のクラスを教えてほしいとの要請があった。学校は、②については個人情報であると回答して断った。また、被害児童保護者からは、担任から被害児童が、痛みについてはっきりしてほしいと言われたことについての苦情がなされ、担任は謝罪した。

被害児童保護者から、担任に、（本件被害は）学校外のことだからということであれば、どうせ丸投げをするなら最初から全部丸投げすればいいんじゃないか、どうして嘘をついたり隠したりするのか、という話があった。

・10月18日（水）

昼休みに、加害児童が友人と被害児童のクラスを訪れ、謝罪をしたが、付き添った友人は、コルセットの装着等の治療中を示す様子がなかったことから「首痛いんじゃないなかつたっけ」と発言した。

被害児童担任は、被害児童に対し、月曜日の痛みに関する確認について一定程度

の説明を行ったが、被害児童と保護者は、「謝罪」ではないと受け止めた。

加害児童、加害児童保護者、加害児童祖母が、20時ころ、被害児童の自宅に、事前の連絡や承諾なく訪問した。被害児童保護者は、突然の訪問に困惑し、被害児童保護者のみが加害児童らと面会した。

・10月19日（木）

被害児童保護者から、書面にて、自宅への訪問を断っていたにもかかわらず、加害児童らが訪れたこと、被害児童には加害児童の情報を伝えず、被害児童側の個人情報を持っていることについて苦情があった。

首が痛いかどうかはっきりしてほしいと確認されたことについては、担任が被害児童本人に謝罪してほしいとの要請があった。また、10月12日（木）に現場にいたすべての児童の氏名を公開してほしいとの要請があった。

学校は、臨時のいじめ対策会議を開催し、いじめ認知とした。この後の対応は、校長と教頭で行うこととし、被害児童担任、被害児童保護者に被害報告をした4学年を担当している教諭からの聴き取りを行った。

また、被害児童に対し、首のコルセットについて疑問を述べた児童に対する聴き取りも行われた。

・10月20日（金）

校長から、守谷市教育委員会に報告した。この日に、被害児童は腹痛で欠席した。被害児童は、警察に相談した。警察から学校に照会があった。

・10月26日（木）

被害児童が腹痛、下痢のため欠席した。被害児童保護者から、現場にいた6年生児童が、本当に首を捻挫しているのかと発言していたという話があった、本件について、知っている児童も、周囲に話してほしくない、そのようなことを被害児童が知った場合、ストレスで体調が悪くならないか心配であるとの連絡があった。

・10月28日（土）

運動会が行われ、被害児童も加害児童も出席した。

報 告	頁 数
9 号	1 8

・ 10月31日（火）

学校は、スクールロイヤーに相談した。被害児童は、腹痛のため欠席した。

・ 11月1日（水）

被害児童は腹痛のため欠席した。

・ 11月2日（木）

被害児童は登校したが、給食後早退となった。被害児童保護者は、正門に、加害児童と6年生の児童がいたため、被害児童が不安になったためであると伝えた。

被害児童保護者は、欠席時はオンラインで授業を受けることを要請し、了承された。

・ 11月6日（月）

被害児童保護者が来校し、管理職との面談が実施された。本件は重大事態に該当するのではないかとの指摘があった。校長は、以下を約束した。

- ①学校内で、被害児童と加害児童が接触しないよう配慮すること
- ②事件発生時に同席した児童全員に詳細を聴き取り、生徒指導を行うこと
- ③いじめ重大事態として第三者委員会を立ち上げて調査すること

校長は、加害児童保護者に被害児童の個人情報伝えてしまったことについて謝罪した。

被害児童保護者から、被害児童が急性ストレス障害と診断されたとの報告があった。

被害児童保護者は、加害児童と加害児童保護者と面談したが、加害児童は、被害児童保護者から怒鳴られた等と述べていた。

・ 11月7日（火）

校長は、教育委員会とスクールロイヤーを訪ね、相談した。被害児童は腹痛のため欠席した。被害児童保護者が、加害児童と加害児童保護者に、当時現場に居合わせた児童からの事情聴取を要請した。その際、被害児童保護者はバットを持ってきており、加害児童に直接事情聴取を行った。

報 告	頁 数
9 号	19

・ 11月8日（水）

被害児童保護者が、6年生の関係児童に接触し、本件に関する聴取を行った。

その場に居合わせた6年生児童が、加害児童を通して、被害児童保護者から森林公園に集まるようにと言われているが、どのように対応したらよいかとの相談が学校になされた。

被害児童保護者から、本件行為をおったのは6年生児童の一人であるとの報告が学校になされた。

・ 11月9日（木）

被害児童保護者が来校し、校長と教頭が対応した。被害児童は腹痛のため欠席した。被害児童保護者は、6年生児童1名が自身がおおり行為をしたと認めたと報告した。関係児童保護者から、学校に対して、被害児童保護者から関係児童に接触があったとの報告があった。

被害児童保護者から、被害児童が、マンション内の公園にて、上記6年生児童1名との接触があったとの連絡があった。

・ 11月10日（金）

被害児童は腹痛のため欠席した。

・ 11月13日（月）

上記6年生児童に対して、担任が、マンション内の公園で被害児童と接触した件についての聴き取りを行う。被害児童は、この日から17日まで、頭痛・腹痛のため欠席した。

・ 11月16日（木）

学校は、上記児童は、被害児童に圧力をかけた点について否定したことを被害児童保護者に報告したところ、被害児童弟の聴取要請があり、聴取した。

・ 11月17日（金）

被害児童保護者は、ヘルメットの写真を提供した。ヘルメットは大きくへこんでいた。また、11月9日の6年生児童との経緯について、あらためて説明があっ

た。

・ 11月20日（月）

被害児童保護者から、被害児童に、10月18日に、「本当は捻挫なんかしてないんでしょ？」と言った女子児童の氏名が知りたいとの連絡があった。

・ 11月22日（水）

被害児童保護者から、重大事態調査の開始について、進捗確認の連絡があった。また、同日、しばらく体調不良のため欠席するとの連絡があった。警察の捜査が開始されているため、警察の捜査が優先され、学校からの調査には時間がかかることについて伝え、被害児童保護者は了承した。

学校により、臨時いじめ対策会議が開催された。

・ 11月24日（金）

校長は、職員に対し、いじめ防止の校内研修後の校長講話にて、被害児童の道義的な指導対応及び再発の防止に資するための5つの方針を全職員に示した。

方針1 いじめを許さない風土を醸成

- ①いじめ防止集会の実施
- ②各学級でのチャンスの教育相談の実施
- ③いじめ防止に関する全職員での指導対応の徹底

方針2 迅速かつ円滑ないじめ防止に関する情報共有の徹底

- ①今回の重大事態に関する情報共有の徹底
- ②全職員参加による、定期的ないじめ防止対策会議の運営及び積極的ないじめ認知
- ③臨時いじめ防止対策会議の即時開催と、機会を逃さないいじめ認知

方針3 重大事態の被害児童、及び加害児童の心のケアの徹底

- ①被害児童への具体的な登校支援の継続
- ②4年生の学級を中心とした被害児童の心の居場所づくり（お便りカードの作成
登校時の温かな声かけ、放課後の声かけ）

報 告	頁 数
9 号	21

③加害児童への指導徹底（被害児童への接し方への具体的指導、当番や委員会、クラブなど校内縦割り活動での配慮）

方針4 関係機関への適切な情報提供

- ①情報提供スプレッドシートの活用（校内管理職、市教育委員会等）
- ②取手警察署生活安全課との学警連による情報共有
- ③スクールロイヤーへの法律相談の充実

方針5 安定した学校経営基盤を維持するための、対応分担の徹底

- ①対応者窓口を限定（校長、教頭）し、副校長は職員間のあらゆる相談の窓口としての機能を維持した）
- ②先生方が相談しやすい雰囲気醸成するための職員室経営の維持（状況が大変なときこそ、落ち着いて先生方の相談に傾聴するゆとりを持つ）

・11月29日（水）

被害児童が、翌日昼食時に登校することに伴い、母親から見守りたいとの連絡があり、学校は、教育委員会の指導を受けて警察と捜査に支障の可能性がないかについて確認するなど協議・対応した。

・11月30日（木）

校長は、翌日の昼食時に被害児童が来校するとの連絡を受け、6学年教諭に、被害児童と接触しないようにと指示し、6学年主任は、加害児童らに事前に指導することを確認した。

・12月1日（金）

被害児童が給食時登校し、被害児童保護者も付き添ったが、給食を食べることができず、帰宅した。その際に、被害児童保護者から、重大事態の組織形態についての確認、弁護士の介入を考えているが訴訟提起を検討しているわけではないことなどの言があった。

・学校は、12月4日（月）、12月6日（水）、12月11日（月）に低学年、高学年、中学年に対してそれぞれいじめ防止集会を行った。

報告	頁数
9号	22

・12月6日（水）

被害児童が登校予定であったため、校長は、6学年担任に、関係する6学年児童が、被害児童に誤解を与えかねない態度を取らないように指導することを伝えた。

・12月7日（木）

被害児童から欠席の連絡。校長は、被害児童に担任から、体調を確認する連絡をするように指示した。

・12月9日（土）

校長は、PTA会長と面談し、本件は重大事態とすることを報告した。

・12月11日（月）

被害児童から欠席連絡があり、担任は、被害児童の興味のあるプログラミング等もあり、登校可能なときは登校してくださいと伝えた。

・12月12日（火）

校長は、被害児童保護者が学習プリントを取得するために翌日来校するとの連絡を受けて、被害児童担任に、不登校支援のための情報提供（オンライン授業、別室登校）、毎日の連絡、管理職との情報共有、当該児童の放課後の状況などの情報共有、当該児童を励まし明るく接すること、クラスのお友達へのお休みカードの活用などを指示した。

・12月13日（水）

教頭から保護者に連絡したところ、被害児童保護者が来校し、担任が毎日連絡してくることについての苦痛が伝えられた。

・12月14日（木）

被害児童保護者と連絡。臨時いじめ対策会議の実施。

・12月15日（金）

被害児童保護者と連絡。担任が、被害児童に、連絡カードを渡す取り組みを開始したいと伝え、了承を得る。学習支援の方法について、別室登校は放課後の時間帯でなくても行える旨を伝えた。

報 告	頁 数
9 号	23

・ 12月18日（月）

被害児童が腹痛、頭痛、下痢等のため欠席し、累積欠席日数が30日となった。

・ 12月19日（火）

被害児童保護者からは、被害児童が、お楽しみ会は出席可能性がある、1月から登校班で登校したいとの連絡があった。

・ 12月20日（水）

被害児童は、頭痛と吐き気の症状があるが、登校できれば登校したいとの連絡があり、担任は登校が可能であれば連絡してほしいと伝えたが、登校することができなかった。

・ 12月21日（木）

被害児童保護者から翌日来校するとの連絡があり、校長は、交付するプリント類の確認を指示した。

校長は、スクールロイヤーに相談した。

・ 12月22日（金）

校長は、臨時いじめ対策会議を招集し、以下を確認した。

ア 長期休業前の登校支援の在り方

イ 冬休み中の学習支援

ウ 冬休み明けの家庭連絡の確認

エ 重大事態案件の進捗状況確認

校長は、1月5日（金）に、担任から保護者に架電し、体調や学習の困り感を確認し、冬休み明けのコミュニケーションや学習支援につながるよう指示をした。

被害児童保護者来校時、校長は本人の体調を気遣う挨拶をした。

・ 令和6年1月5日（金）

被害児童担任が確認したところ、被害児童保護者から、1月9日（火）から登校させたい旨の連絡があった。

学校は、1月9日（火）の被害児童の再登校に備えて、対応を協議した。

報 告	頁 数
9 号	24

ア 校長が、被害児童宅近くの交差点で待機し、加害児童らとの接触に考慮しながら見守る

イ 担任も、登校時刻に教室に待機するなど、被害児童を受け入れる体制をとる

ウ 4年生児童と6年生児童の担任らに周知し、接触を避けるための対応をとる

エ 接触に考慮しながら、業間休み・昼休みに巡回する

オ 6年生児童担任から、6年生児童に周知・接触への再指導を行う

教室に入れない場合の、別室登校についても、場所、対応者（管理職）の確認を行った。

臨時いじめ対策会議を実施した。

・ 1月9日（火）

被害児童は欠席した。

・ 1月10日（水）

被害児童保護者から、3時間目から登校可能性があるとの連絡を受けたが、被害児童は登校直前に頭痛・腹痛を訴え、欠席となった。担任は、学習の個別支援について伝えたが、被害児童が希望していないとの回答であった。

・ 1月11日（木）

被害児童は欠席した。担任が被害児童保護者に確認したところ、被害児童は朝になると体調が悪く、トイレにこもっているとの内容であった。担任は、被害児童保護者に、いつでも待っているとの言葉かけを行った。

・ 1月12日（金）

被害児童は欠席し、被害児童保護者と担任はやり取りを行い、来週から図工があることを伝えた。

学校は、臨時いじめ対策会議を実施した。

・ 1月15日（月）

被害児童は、図工の時間に登校予定との連絡があったが、登校直前の体調不良により、登校ができないとの連絡があった。

報 告	頁 数
9 号	25

・ 1月16日（火）

被害児童が欠席との連絡があり、担任から、図工の教材等の説明のため、家庭訪問を打診したが、被害児童に確認するとのことであった。担任は、欠席分のノート送信を提案し、被害児童保護者は被害児童に確認するとの回答であった。

学校は、いじめを許さない集会を実施。

・ 1月17日（水）

被害児童は欠席し、被害児童保護者と担任が連絡。被害児童保護者は、被害児童は、個別の学習支援の意向はないこと、家庭訪問は望んでいないことを回答した。

・ 1月18日（木）

被害児童は欠席し、被害児童保護者と担任が連絡。明日の避難訓練への参加意思を尋ね、被害児童は参加意欲があること、避難訓練時の持ち物を伝達。再度担任が教頭の付き添いのもと被害児童保護者に架電し、避難訓練の流れを伝達。

・ 1月19日（金）

被害児童は欠席。被害児童保護者と担任が連絡。

・ 1月22日（月）

被害児童は、図工に参加予定との連絡をするも、体調不良にて欠席となる。

・ 1月23日（火）

被害児童は、4時間目の体育に参加する意向との連絡があるが、体調不良にて欠席となる。

・ 1月24日（水）

被害児童は欠席で、被害児童保護者と担任がやり取りした。

・ 1月25日（木）

被害児童は欠席で、被害児童保護者と担任、教頭がやり取りした。被害児童と被害児童保護者が、夕刻来校した。図工の版画の教材について、教頭が被害児童に直接説明した。

・ 1月26日（金）

担任が、被害児童へのコメントを書いたプリントなどを、被害児童宅に直接投函する。被害児童保護者に、事前の承諾を得る。

・ 1月29日（月）

被害児童は欠席し、教頭が被害児童保護者とやり取りする。

・ 1月30日（火）

被害児童は欠席し、被害児童保護者と担任がやり取りする。

・ 1月31日（水）

被害児童は欠席し、被害児童保護者は、被害児童は版画の個別指導を受ける意向があるとの連絡をし、被害児童担任が希望日を連絡してもらえればいつでも対応が可能であるとの連絡をした。席替えに際し、被害児童の希望を確認したが、希望はないとのことであった。

・ 2月1日（木）

被害児童は欠席し、担任が被害児童とやり取りしたところ、個別指導の日程を調整、プリント交付のための家庭訪問ないしポスティングを打診したところ、被害児童保護者から、個別指導時に受け取るとのことであった。

・ 2月2日（金）

被害児童保護者と、2月5日（月）は個別指導であることの連絡があり、担任は授業参観の予定と内容を知らせた。担任は、発表の順序について被害児童の希望があるかどうかを確認し、被害児童は希望を回答した。

・ 2月5日（月）

被害児童は欠席するが、被害児童保護者が入院したとのことで、もう一方の保護者との連絡を行った。

・ 2月6日（火）

父親とともに被害児童が登校。被害児童は、朝の会から5～6時間目まで在校した。校長が同席し、図工の時間は校長が指導を行った。被害児童は、教室で帰りの会に参加した。

・ 2月7日（水）

被害児童は、父親に付き添われて登校班で登校した。体調不良のため保健室に行き、早退した。校長は被害児童と会話し、翌日も図工の版画の印刷をしようと声をかけ、被害児童は承諾した。

・ 2月8日（木）

被害児童は、父親に付き添われて登校班で来校した。在校中は祖母が付き添ったが、体調不良で早退した。校長と本人は、翌日の学習活動について確認した。

・ 2月9日（金）

学校は、4学年担任と6学年担任で連携し、被害児童と6年生児童との接触を防ぐ体制を整えた。

被害児童は父親に付き添われて登校班で来校した。

被害児童の意向を受けて、被害児童と校長で版画の印刷を行った。製作中に、担任も声掛けした。被害児童の意向を確認し、図書室にて本の貸し出しをした。6年生児童と接触しないように校長が配慮した。3～4時間目は、管理職が対応し、給食の時間は教室で過ごした。昼休みも、クラスの児童と過ごし、掃除も教室で行った。理科の実験に参加、帰りの会にも参加して帰宅した。教頭は、クラスでの状況を父親に報告した。

・ 2月13日（火）

被害児童は父親に付き添われて登校した。

1時間目途中で体調不良となり、保健室で休養し、図書室で読書、体育活動の動画視聴を行い、4時間目の体育から参加する。

給食、清掃後の教科中に体調不良となり、保健室で休養し、早退する。

・ 2月14日（水）

被害児童は父親に付き添われて登校する。1～2時間目は教室指導、3時間目は個別指導、保健室で休養後、給食は教室で喫食する。その後は相談室で休養し、早退する。

・2月15日（木）

被害児童は父親の見送りなしで登校する。1時間目から4時間目まで、個別指導を行う。4時間目は本人に興味のあるタイピングの授業をICT支援員と行った。給食を喫食後、体調不良にて休養、その後早退する。

・2月16日（金）

被害児童は父親に付き添われて登校した。個別指導を実施し、本人の興味のあるタイピングの授業を2時間実施。その後、授業参観時には教室で授業を受け、被害児童保護者と祖母が参観した。

・2月19日（月）～2月21日（水）

被害児童は登校するが、別室にて動画視聴、図工、タイピングなどを中心に実施した。

・2月22日（木）

被害児童は登校し、体調不良を訴えつつも、一日教室で過ごすことができた。

（6）現在の状況

被害児童は、12月～2月当初までは不登校であったものの、その後、部分的な登校を開始し、2月後半からは友人とグループ活動を行い、休み時間には外で遊ぶなどの行動が見られ、現時点では登校できている。5年次には、クラスの担任は別の担任となった。

令和5年10月から令和6年4月まで、小児科に通院し、認知行動療法、薬物療法により症状が軽快し、4月27日（土）に終診となった。

加害児童は、家庭裁判所送致となり、調査委員会の聴き取りでは、自分のしたことについて反省をしていると述べていた。

第3 本委員会による事実関係の検証について

1 本委員会において検討する「いじめ」及び「重大事態」の定義

（1）「いじめ」の定義

報告	頁数
9号	29

ア いじめ防止対策推進法第2条第1項は、「いじめ」の定義を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」として、被害者が「心身の苦痛を感じているもの」という被害者の主観を中心とした定義を採用しており、本委員会において検討する「いじめ」も同条項による定義に従うものとする。

このようないじめ防止対策推進法の採用する被害者の主観面を中心とした「いじめ」の定義は、民事上の損害賠償責任等を検討する際の「いじめ」とは内容を異にするもので、行為者の主観や行為の客観的態様、被害者と加害者との事前の経緯等を考慮せずに定められているものである。

すなわち、いじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義においては、加害児童の主観的な事情は考慮されず、加害児童に全く加害意識がなかった場合であってもいじめ防止対策推進法上の「いじめ」に該当することになる（坂田仰編『いじめ防止対策推進法全条文と解説』5～6ページ）。

例えば、いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」、「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等も「いじめ」に該当しうることとなるものである。

イ なお、本委員会のような調査委員会に求められる調査の性格に照らすと、調査する「いじめ」の対象として、いじめ防止対策推進法上のいじめの定義をそのまま当てはめることはせず、同法に定義される「いじめ」のうち、社会通念上いじめと評価できる行為が認められる場合のみを「いじめ」とすべきであるという議論もあり得るが、本調査報告書においては、いじめが重大な人権侵害をもたらすことに鑑み、いじめを早期に発見するといういじめ防止対策推進法の趣旨に鑑み、上記のとおり、法2条1項の「いじめ」の定義

に従うこととする。

もともと、学校の対応にて検証するが、いじめの社会通念上の定義といじめ防止対策推進法の定義が乖離していることに鑑み、指導や対応に当たっては、その点について十分に留意した対応をとることが必要である。

(2) 「重大事態」の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」（第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」（第2号）を「重大事態」として定義し、学校設置者又は学校の下に組織を設けて調査を行うことと規定しており、本調査報告書において言及する「重大事態」も同条項の定義に従う。

2 本件の、被害児童が金属バットで叩かれたことにおける「いじめ」の該当性

(1) 前記のとおり、「いじめ」の定義は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（中略）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 金属バットで叩かれたことについて

被害児童は、10月12日（木）放課後、森林公園にて、加害児童から突然バットで、かぶっていたヘルメット越しに頭を叩かれ、それによって苦痛を覚えたことが認められる。

加害児童の被害児童に対する行為は、「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」であり、被害児童からの聴き取り結果によれば、前記行為により被害児童が「心身の苦痛」を感じたものと認められ、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定する「いじめ」に該当するも

のと認められる。

この点について、加害児童は、軽くコンってやったという程度であったと主張する。前記のとおり、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定する「いじめ」は、被害児童が苦痛を受けたかどうかを中心に判断される。

目撃していた4年生児童が、本件を受けて、翌日に学校に報告することを決めたことからすると、本件を目撃した児童からみても、脅威を与える程度の打撃であったと推察され、実際に怖いと述べた児童もいたこと、バットは長さもあり、一定の重さがあり、振り下ろした者にとっては軽い程度との認識であっても衝突された側には衝撃を与えうること、被害児童が、土曜日に医師を受診し項部挫傷と診断されていることを考慮すれば、被害児童に心身の苦痛を与えないほどに軽い行為であったとは評価できない。

また、被害児童は、被害児童保護者に、直ちに被害を報告していないが、児童が受けた被害を保護者に話すかどうかは、被害児童の性格、当時の家庭の状況などもあり、報告がなかったから被害が軽度であるということとはできない。

(3) あおり行為について

学校が行った当初の聴き取り資料とともに、本件で再度行われた聴き取りでは、現場に立ち会った複数児童からの聞き取りでは、「こいつなら叩ける」と述べたのは加害児童本人であるとの証言が利害関係のない4年生児童複数名から確認できた。

また、あおり行為をした児童がいたと述べた児童は一人もいなかった。複数の児童からは、特段加害児童が腹を立てていた様子ではなく、なぜ叩いたのかわからないとの状況であるとの説明がなされたこと、4年生と6年生の間に言葉のやり取りはあったものの、大規模な争いではなかったとうかがわれることからすると、他の児童によってあおられた結果行為に至ったということを認めるに足りる証拠が本調査では確認できなかった。この出来事以前に、遊んでいる最中に、友人にバットがあたり、泣くというトラブルなどがあったことか

報告	頁数
9号	32

ら、6年生児童らにストレスが溜まっており、特段の経緯や理由のない衝動的なものであったことのある可能性もある。被害児童や、保護者が聴き取りをしたという当時6年生児童の聴取結果とは異なっているが、上記の通り現時点での調査資料からは、加害児童が被害児童を叩くようなあおり行為については、認定ができなかった。

3 本件の重大事態該当性

上記で認定したバットで頭部を叩かれるといういじめの影響により、被害児童は項部挫傷となり、長期にわたり不登校となったことが認められることから、いじめ防止対策推進法の第28条第1項第1号第2号の重大事態に該当する。

第4 学校の対応の問題点

1 トラブルになった際の個人情報について

(1) 本件において、トラブルになった際、被害児童保護者は、住所を伝えることを拒否したにもかかわらず、6年生児童保護者に、住所を伝えたことが挙げられる。この点は、単なる教員同士の伝達ミスともいえるが、被害者が、加害者に、逆恨み等も考慮し、住所という生活上の平穩にかかわる情報は伝えてほしくないと考えることは容易に想定されることであり、また、学校が謝罪の仲介をするとしても、電話番号を伝えれば、住所を伝える必要まではないと思われる。

この点、学校側に、「直接の謝罪」を丁寧な事態として重視していたとの説明があるが、謝罪を受け入れるかどうか、直接の謝罪をもって最善とするかどうかは個々人の事情により、たとえば成人の刑事事件では被害者側が謝罪を断る場合は珍しくなく上記の通り、住所を加害側に伝えたくないという希望は一般的とも言ってよいものである。

また、謝罪の場所については、住所を伝えるのではなく加害者・被害者相互

の調整に任せるべきである。

(2) また、上記の個人情報被害者の承諾なく加害児童に伝達された点について発覚したのは10月18日(水)であったにもかかわらず、学校が正式な謝罪をしたのが11月6日(月)であり、速やかな謝罪が行われていない。学校は、10月19日(木)には謝罪することが決定していたものの、対面がかなわなかったためであるとするが、対面にこだわらずとも、電話で謝罪することも可能であったはずである。

(3) 一方で、被害保護者に対しては、加害児童のクラスも含めて、加害児童の保護者の個人情報は伝えられていない。

被害児童にとっては、加害児童の今後の接触を避けることは、個人情報保護法の14条2号「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とも考えられることから、クラス名を秘匿する必要があるかについては慎重に検討されるべきであり、少なくとも、加害児童保護者にクラスを教えてよいか承諾を取る対応が考えられる。学校側は、6学年の職員で情報共有し、加害児童と被害児童が接触しない対応をとったということであり、実際に、管理職の指導の下で、6学年担任、4学年担任が、被害児童と6年生児童が接触しないように情報共有を図っていることがうかがえるが、不安感の解消のためには、被害児童側に一定の情報を提供することも検討される。

(4) いじめが発生した際、被害児童保護者が、状況の確認を知ろうとした場合に被害事実を含めた実態が、個人情報を理由に伝えられないという場合がままあるが、事実を伝えないと被害児童側にとっては、事実の隠蔽ととらえられる場合もある。

この点について、学校側は、「被害者の住所のみ教えてやろう」という意図はないとして、今回の件の苦情は被害保護者の誤解に基づくとか、加害児童側が事前の連絡をせずにいきなり訪問したことが問題の原因という認識を有して

いる教職員もいる。しかしながら、学校に悪意があるという点は被害保護者の誤解であるとしても、住所という個人情報安易に伝えられたという点に誤解はないのであり、この点について、加害者に生活の平穩に直結する住所を伝えられたという被害側の心情理解にやや欠けているとも思われる。

また、学校が「謝罪」というトラブル解決につながる点であれば、早急に情報を教え、「クラスを伝える」という点では、加害者の承諾を取ったうえで開示するなどの検討もしないというのも、若干バランスを欠いており、被害者に寄り添うという配慮がやや欠けているとも思われる。

2 被害児童保護者への報告について

4年生担当の教諭が、担任が不在ではあるものの首から上のけがであることも考慮し、聴き取りをした当日に被害保護者に連絡をしたことや、また、速やかに加害児童保護者に連絡をしたことは評価される。

一方で、被害児童保護者は、最初に4学年担当の教諭から報告を受けた際、「じゃれあいの延長で、ポコポコ叩いちゃった」という報告を受けたとしており、また金属バットで叩かれていない点が伝えられなかった点を問題としている。

被害児童保護者の、学校から「ポコポコ叩いた」と聞いたとの主張は、保護者が、「バットは柔らかいものでしたか」と聞いたということ、伝えた教諭も「からかうみたいな感じ」であったというイメージであったということから、主張に一定の裏付けがある。金属バットでは、「ポコポコ」という結果にはならず、柔らかいプラスチックのバットであるというような印象を与える。

この点について、学校は、バットについて、そもそも保護者が知らない事実をあえて学校は伝えているのだから、隠蔽はしていないとの説明をしており、確かに、被害事実自体を隠蔽しようとはしていないと思われる。

しかしながら、仮に被害児童保護者のいうとおり、「じゃれあい」「ポコポコ叩いた」あるいは、「からかう」「ふざける」という表現を取っていた場合は、実態

より軽い印象を与える言葉を使用したと言わざるを得ない。また、この時点で、4年生児童数名、6年生児童からの聴き取りは行われ、メモも残されており、4学年担当の教諭が「金属バット」であることを認識していなかったとはおよそ考え難いし、認識していないのであれば、ごく簡単な資料を確認しないまま電話連絡したということになる。

以上からすると、学校は事実について報告した点は、先ほど述べたように一定の評価をされるところであるが、実態を軽く伝える言葉で説明している点について、その後の保護者の不信を招いた疑いがある。

4学年担当の教諭としては、自身が担任ではないため、担任としての責任を持った対応ができないこと、保護者の不安を強めたくないという意向であった可能性もあるが、意図がどうあれ、居合わせた児童の名前が不明で、聴き取りなどによって情報を得る手段の少ない保護者にとっては、「事実をごまかそうとしている」と受け止められかねないし、加害児童のクラスを伝えなかった対応と合わせて、学校が調べない、教えないのであれば、自分で事実を調べるという保護者の対応を招いた可能性がある。

3 被害児童担任が、被害児童のけがの程度の確認をした状況について

(1) 被害児童担任は、被害児童に事実を確認した10月13日(金)には、被害児童が痛み等を発言しなかったのに、16日(月)には、被害児童保護者から首に痛みがあったと聞かされ、病院に受診をしたとの情報を受け、話が異なっている、はっきり言ってほしかったと述べている。

(2) このことについて、被害児童担任は、「金曜日にけがの状況を確認したときは、大丈夫と言っていたため、金曜日と言っていることが違う。金曜日から痛かったのなら、はっきりその日に教えてほしかった。何かあったら心配だし、みんなが確認しているときに、きちんとした情報を伝えるためにも、けがの状況を把握するためにも言ってほしかった」と述べている。被害児童にとって

は、「言っていることが違っている」と指摘されるというのは、その発言が本
当なのかという疑念を呈されたとも受け取られかねない。また、被害児童とし
ては、保護者と学校の間でどのように対応したらよいか苦慮することになりか
ねない。

(3) 児童は、どのような痛みや状況であれば、担任に伝えるべきかを適切に判断
できるわけではない。多少の痛みがあっても、その場の面倒を避けるため、ま
た、場の空気を読んで、「問題ない」と回答すること自体は十分に考えられる
ところであり、そのことについて児童に非難ととられる言動を行うことは避け
るべきであるし、また、保護者の側からすれば、保護者のもとで語った被害に
ついて、学校から疑いを差しはさまれたり、子どもが非難をされたりしたよう
な状況と受け止められる。

(4) (1) で述べたような状況と合わせて、被害児童や保護者にとって、自身は
被害を受けたにもかかわらず、その被害を訴えたことで学校から責められてい
るという意識を持つ原因となったこと、被害児童は、保護者とともに確認した
被害結果について学校から否定的な対応をされ対応に苦慮したことも、本件が
重大事態化した一端ともとらえられる。

(5) 被害児童担任として、金曜日に何回も確認したのに言っていることが違うと
いうのは、担任の内心の吐露ではあると考えられるが、相手は児童であり、ク
ラスの中で頼るべき唯一の大人である担任にそのように発言された心情からす
れば、言い方への配慮が検討される。

4 被害時の調査と説明が不十分であること

(1) 本件が重大事態化した原因として、加害児童による「こいつなら叩ける」と
いう言動があったこと、ヘルメットをかぶっているからと言って、なにもして
いない被害児童を叩くのは不可解であること、バットで頭部を叩くという行為
は一般的には危険性を有しており通常行うものではないこと、4年生と6年生

が一時的に対立する状況であったことにより、被害児童が大きなトラブルに巻き込まれた可能性があることなど、被害児童保護者が被害児童の身の安全について不安視させる事情がある一方で、学校側からの情報提供が不十分であったことが挙げられる。

- (2) 学校は、複数名から事情聴取をし、自身にて情報を確認しているが、被害保護者は、自ら事情聴取ができるわけではない。自身の疑問や不安を実際に質問して解消できているわけではない。

そのため、バットで頭部を叩かれる事態となった場合、被害保護者は、いったいなぜ自分の子どもだけが頭部を叩かれたのであるか、その程度、現在継続的にいじめられているのではないか、今後、心配はないか、など不安となっているのであり、本件の経緯からすると、集団の中であおり行為があったのではないかと不安になること自体は、相応の根拠がある。

そのため、学校としては、本件では、再度あおり行為があったか、複数児童に確認すべきであったと考えられるが、10月19日(木)～11月6日(月)まで、学校は聴取し、その旨を被害児童保護者に報告していたと述べるが、そのような聴取や報告がなされたとの具体的記録はみあたらない。聴き取りを行ったのであれば、メモを残しておくべきである。

また、聴き取りの結果あおり行為が確認できなかった場合も、どの児童もそのように言った者はいなかったという結論のみを述べるのではなく、4年生児童と6年生児童に、目立った言い争いはなかったこと、加害児童が被害児童を叩いたときに、それを見ていた6年生児童も4年生児童も不可解であると考えたこと、状況からすると、加害児童が、相手に与える影響を十分に考慮せず、衝動的に叩いてしまったものであることなど、加害児童の行為の経緯を丁寧に説明すべきであったと考えられる。もちろん、すべての事案でこのような説明が必要なわけではないが、本件では頭部でバットを叩かれるという危険な事態であったので、被害児童保護者の不安を軽減できるような説明を行ってしかる

報告	頁数
9号	38

べきであった。

(3) このような説明が不十分であったことに加えて、個人情報で自分は開示されて加害児童の個人情報は開示されなかったこと、言動が異なっていると被害児童が非難されたように受け止める言動があったこと、加害児童側からも、首にけがをしたことを疑念視する言動があったこと、また、実際に、6年生児童には、首に本当にけがをしたのか疑念視する心情があったことなどからすると、被害児童保護者は、周囲から被害が深刻にとらえられていない、あるいは真実ではない被害を訴えていると疑われているとの認識となり、学校に不信感を覚え、自身で調査しなければ実態が不明であるにとらえて、自身で調査を行い、結果として、立ち会った6年生児童全体に不安感が広がり、関係児童側からの不安につながり、トラブルが拡大したと思われる。

(4) このように、関与した児童にとっても、事実関係が調査されないことは結果として不利益となる。そのため、学校は、被害児童に提供できるように、何名の聴き取りをしたなどの聴き取り情報、どの点については結果が一致しておりどの点は証言があやふやであったかなど、個人情報に配慮しながら、可能な限りでの情報を提供すべきである。

5 行為の程度が軽いと、加害児童や目撃者の証言によって認定すべきではないこと

(1) 本件では、学校は、「軽く、コンコン」と叩いたと受け止め、それで、軽くふざけた感じで叩いたと受け止めている教諭もいる。しかし、金属バットは一定の重さと長さのあるものであること、一般的には金属バットを頭部に向けられること自体が恐怖であり、知らない上級生から突然バットで叩かれるということも恐怖を増加させる事情であることから、被害児童が受けた物理的・心理的衝撃が「軽かった」と即断されるものではない。

(2) まず、加害児童は、当然ながら自身の行為を軽く受け止めていることは十分に想定されるため、加害児童が「軽く」と述べているからといって、行為が軽

報告	頁数
9号	39

かったと即断してはならない。

(3) また、目撃児童が、「軽かった」としたとしても、軽いと即断してはならない。被害児童の様子から判断した場合もあるが、児童の性格によっては、痛みがあったとしても我慢して表情や声に出さない者はいる。また、行為態様が、目撃児童からは軽く見えたとしても、実際には相当の衝撃であることもあり、被害の程度は外部から見てもわからない。

(4) 行為の程度を確認するには、「軽かった」など言葉から判断するのではなく、どのあたりの距離から、どのような物体を、どのくらいのスピードで衝突させたか、どのような態様であったかを実際に動作させるなどしながら、確認するなどすべきである。特に、行為については、言葉で聞くのと、実演では印象が異なる場合も多々あり、小学生の児童がどの程度、他人に対する行為の危険性を認識しながら説明できるかは不明であるため、行為の程度について齟齬がないようにするためには実演が重要である。少なくとも、被害児童からは、どのような距離でどのように叩かれたかの実演が必要であった。

(5) 特に、行為の外形的な態様などは第三者からも確認できるものの、行為の衝撃は、実際には被害者でなければ痛みや衝撃はわからないから、被害者からの聴取が重要である。13日(金)当時の聴き取りでも、被害児童は、コンコンよりは強かったと述べている。特に、被害児童は、調査委員会の聴き取りのときは、真正面から、バットを振り下ろされ、その衝撃で頭を後ろに引いたと述べており、学校長は、そのように被害側が言ったのは11月に入ってからであると述べている。しかし、それ以前に、被害児童に対して、行為態様についての聞き取り記録がメモとして残されていないことも問題である。少なくとも、颈椎捻挫と聞いた時には、行為態様が颈椎捻挫を生じうるに足りるものであったかどうかを確認する必要があるし、19日(木)にいじめ認知をしたのであればその際に行為態様については確認すべきであった。

(6) また、本件では、被害児童は項部挫傷と診断されたとのことであり、この点

を踏まえて、学校側は、「軽くコンコン」ではない可能性があることを認識すべきであったし、被害児童の受けた衝撃の度合いを正確に把握しようとした調査の記録がないことは問題である。

6 それぞれの聴き取りメモが保存されていないこと

(1) 本件では、複数の児童から、すぐに聴き取りを行い、聴き取りメモを保存していることは評価される。

しかしながら、複数児童の聴き取りをまとめた聴き取りメモは存在しているが、被害児童、加害児童、その他の児童の個別の聴き取りメモが存在していないため、問題となった場合の事後検証が困難である。

本件のように、首から上のけがについて、個別に聴き取りを行ったのであれば、日時と聴取者、聴取対象者の名前を記載した上でそれぞれのメモを残しておくべきであるし、聴き取りをする際に毎回メモを残しておくことがそれほどの手間とも考えられない（あるいは、エクセル等に残しておくことも考えられる）。どの程度の児童が、どのような態様であったかの検証ができる記録を残しておくべきである。

(2) 被害児童担任によると、被害児童に、改めて痛みが残っているかどうかなどの質問をしたことになっているが、ごく簡単なメモに過ぎないし、被害児童の認識としては、どのような態様で叩かれたことになるのか、確認しておくべきであった。

また、すでに述べた通り、10月19日（木）～11月6日（月）の間、あおり行為があったかどうかを確認し、そのような事実はないとの報告が日々上がっていたとのことだが、それに関して、実際に聴き取りがあったのか、どのような聴き取りがあったのか、メモが一切ないので、いつ、どのような聴き取りがなされたかも一切不明であるし、この点について、被害児童からのメモも存在していないため、事実関係の検証が困難であることは大きな問題である。

報告	頁数
9号	41

後から、どのような点が問題になるかは不明であること、いじめについては学校が調査をすることが法律上の義務であり、どの時点でどのような調査をしたかも重要になってくることからすると、聴き取った内容を児童・日時ごとに、簡易なものであっても残しておくべきであった。

- (3) 個別の聴き取りメモがない結果、重大事態調査のときも、他人の受けた被害に対して、どの程度覚えていられるかどうかは曖昧であるため、経緯などについても多少ばらつきがあり、その点について、検証が不可能である点が多数あった。その意味では、直後の聴き取りは証拠価値としても重要性が高いため、聴取対象者ごとに、どのような供述をしたかが判明するように、メモを残しておくべきである。

7 不登校支援の在り方について

本件においては、被害児童が不登校となった際、管理職が率先して丁寧な不登校支援をしたこと、不登校中も、対応についてスクールロイヤーや教育委員会に相談するなど、学校いじめ防止基本方針に沿った対応をしながら保護者にも被害児童本人にも、学習支援の連絡を継続して、きめ細やかに行ったこと（被害児童の興味のある授業や行事の連絡を行っている）、また加害児童らにも、被害児童に不安を与えるような行動を取らないという指導について、管理職自ら4学年担任、6学年担任指導を行い、児童へも繰り返し指導を行うなど徹底した結果、被害児童が不登校から回復した点は非常に高く評価される。タブレットを利用して、本人に直接連絡を継続している点も評価される。

また、被害児童が楽しみながら参加できる、ストレスの少ない授業に参加させることで、無理させることなく徐々に登校を促している点、担任だけではなく他の児童からの声掛けを促している点も、個々の児童に寄り添った登校支援として高く評価できる。

このように、担任が継続して保護者や児童と連絡を継続できたのは、いじめに

報 告	頁 数
9 号	4 2

関するやり取りを管理職が主導して行ったため、担任が保護者との関係を悪化させることなく不登校支援に集中できている点も影響していると考えられ、いじめの対応として評価できる。管理職が、保護者への連絡について、丁寧に指導している点も評価される。

8 本学校のいじめ対応について

いじめへの対応については、いじめが従来から積極的に認知されていること、本件ののちに重大事態に対応する方針を校長が設定し、それに基づいていじめ防止集会が開催され、児童向けのいじめ防止に向けた啓発が行われたこと、いじめ対策会議が臨時も含めて随時開催されており、それに基づき全職員に情報共有が行われ、6年生の担任団への配慮もお願いできたこと、被害児童への登校支援が丁寧に行われたこと、学校が、教育委員会やスクールロイヤーに随時相談するなど、積極的にアドバイスを求めていること、対応窓口が管理職となり、指示が具体的であることから担任等が学級経営に集中できていることなどした点が評価される。

被害児童保護者からの苦情を受けて、①被害児童担任の言動②17日(火)の昼休みに加害児童らが被害児童と接触したときの状況の聴取③住所の漏洩があったときの教諭の対応などについて、速やかに聴取が行われている点は評価できる。

また、重大事態調査への協力も、ヒアリング、資料提供など問題なく協力が得られた。前項までの指摘の通り、本件発生後の対応に種々の課題は指摘できるものの、本件をいじめ並びに重大事態と認定した後の学校の一貫した対応は評価できる。

第5 本委員会による提言

1 被害児童及び保護者に具体的に寄り添った対応をすること

報告	頁数
9号	43

学校の問題点を検証すると、学校は、個々の場面において、いじめ認知、聴き取り、保護者への連絡などいじめ防止対策推進法23条に沿った対応している一方で、被害児童保護者には学校への不満や不安が募った結果、重大事態化しているという点がある。

これは、学校が被害者側の持つ具体的な不満や不安について理解を示し、できる限り寄り添おうという姿勢ではなく、学校が考える指導上必要なことは全て行い、児童のために真摯に努力しているが、保護者がそれを理解していない（＝保護者の理解に原因がある）という構図になっているという点に原因の一端がある。

もとより、学校は、保護者に比べて子どもたちを多数見て指導しており、当然ながら教育・指導において専門家ではあるし、いじめ事案についても自身で聴き取りができ、判断材料を多く保有している状況である。一方で、保護者は自身の子どもを継続的に見守り愛情を有し、安全について責任を負っている立場であり学校から見て問題がない適切な対応であっても、保護者が不安を感じているのであれば、それを尊重し、自身の持っている情報は個人情報で提供できない場合は除き真摯に説明し、不安を解消すべき措置や説明をとることは必要である。保護者が学校の対応について理解をしないとすれば、それにはコミュニケーションの問題があることを理解すべきであり、学校は自身が考える児童のための取組を実施するだけでなく、保護者との間に生じている認識の齟齬の解消に真摯に取り組む姿勢を持つべきである。

2 個人情報の保護に関して

(1) 被害児童の住所を教えないこと

謝罪をするための住所については、原則として教える必要がないものである
ので、被害者・加害者のやり取りに任せ、原則教えないこととする。

被害者が、賠償のために加害者の住所を知りたいとの場合には、加害者が承

諾をするかどうか、確認することまで行うことはありうる。

- (2) 個人情報の漏洩があった場合には、直ちに、当該教員と管理職で謝罪する
住所等、重要な個人情報の漏洩が確認された場合には、当該教員と管理職で
速やかに謝罪して学校の信頼回復に努める。

また、学校側は、早期の段階で保護者に不信を与える事情があった場合には、その後、学校の調査全体が中立公正に疑われているかどうかについて、不信の念を払拭できない事態になり得ることを考慮すべきである。

- (3) また、加害児童のクラスを教えないという指導がなされているが、どのクラスに行けば加害児童がいるかどうか、被害児童にとっても行為の事前把握になるため、不安感の解消となり、被害者にとっては一定の必要性があると思われるが、提供されていない。一方では、住所という被害者にとっては重要な個人情報については、学校としては、個人のトラブルの解決につながるという目的もあり、十分な確認のないまま、伝達されている。

このように、被害者側ではなく、学校側の都合によって個人情報という観念が使われているのではないかという懸念を与えないような運用が必要であり、加害児童のクラスについては、被害児童が自身で身体の安全を確保することに資するという点があるため、提供を検討すべきである。

3 いじめ調査に関し、被害の「程度」の理解には客観的な状況の把握を重視すること

(1) 被害児童生徒について

被害児童生徒の訴えは、いじめが被害者が心身の苦痛を受けたかどうかとして定義されている以上、その把握は必要である。しかしながら、児童生徒は、被害を受けた直後から、自分の被害を適切に表現できるわけではない。たとえば、子どもは、大人の様子をよく見ているため、大人が忙しそうであったり、問題にしてほしくないという意識をもって接してきた場合、「大丈夫」「問題

報告	頁数
9号	45

ない」という回答をすることがままあるし、また、当初我慢ができる苦痛であったものの、長期にわたって継続した場合には苦痛を伝えるということもある。本件のような項部挫傷では、やや時間が経過してから痛みを訴えること自体が珍しくない。

そのため、数日後に変更されたからとか、仮に、保護者との対話によって被害児童の苦痛を訴える程度が大きくなったとしても、より適切に被害を表現するようになったという可能性もあるため、当初の聴き取りと内容が異なっているというだけで信用性に疑いをさしはさんではならないし、児童を真摯に心配している保護者の心情を踏みにじられたという受け止めともなりかねない。

被害の程度の把握によっては、行為態様など客観的な状況について聴き取りそこから被害実態を把握する態度が必要である。

このことは、本件のような突発的な暴行の形態だけではなく、暴言、被害児童と加害児童に関係性があるケースなどでも同様である。

(2) 周囲の児童

周囲の児童生徒が、どの程度被害を正確に把握できるかは疑わしいものがあり、泣いた、血が出た等明白なものであれば理解できるであろうが、どの程度苦痛を受けたか、他人の苦痛の程度まで正確に推し量れるかは不明であり、被害の程度を周囲の児童の把握から理解することには慎重になるべきである。

やはり、程度については、行為態様など客観的な状況について聴き取り、そこから被害実態を把握する態度が必要である。

4 危険な結果を伴いかねない行為については、詳細で客観的な情報を提供し、不安の解消に努めること

頭部を金属バットで殴られるという態様の場合、また、当初、被害が十分に伝えられていなかった場合、保護者が不安を持つのは当然である。保護者が、実際の行動に裏打ちされた具体的な不安感を持ち、そのために情報の提供を求めている

報 告	頁 数
9 号	4 6

る場合は、それに寄り添った対応を行う。学校が、調査したうえで問題ないと判断していても、その根拠詳細をできる限り伝え、学校が安易に「問題はない」と決めつけている、あるいは事案の解明に消極的であるとの疑いをもたれないように努めるべきである。学校と保護者では、得られる情報に差はあるが、学校が自身の得た情報をベースに、保護者の理解は間違っているとの捉えにより、丁寧な説明を怠ると、保護者が反発したり、学校が事態を隠蔽しているととらえて解決が遠のいてしまうため、保護者の不安感を理解し、その不安を解消するため、学校が問題ないと判断した根拠を具体的に説明することが必要である。

また、学校側が周囲の児童からの「あおり」行為について聴取する際も、それぞれの児童から単にあおり行為がなかったかどうかではなく、一連の出来事を聴取するなどしながら確認すべきである。

5 被害直後の聴き取りをした場合、どの児童から、どのように聴いたか個別にメモを残すことのできる仕組みづくり

首から上のけがをした場合、また、危険性を持つ行為が行われた場合は、直後の情報から推測できる程度によらず児童から個別に聴き取りメモを残し、証言の差異なども確認できるようなメモを残し、情報として残しておくべきである。聴き取りしながらエクセル等に入力すれば手間が省けること、聴き取るべき情報の漏れが防げること、各教諭が共有しやすいことなどから、効率的な聴き取りに向けた仕組み作りが検討される。

また、いつ、どのような聴き取りをしたかも、記録に残しておくべきであるが、このようなことについても、聴き取りの書式を作成しておくことが検討される。

6 警察との連携を積極的に行うこと

本件については、学校の管理外の出来事であり、また、金属バットで叩くとい

う行為態様は一般的には危険である。

被害児童から、診断書が出ている時点で、学校から警察に情報共有することも検討される。令和5年2月7日の文部科学省「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」にも、「児童生徒の命や安全を守ること」を最優先に、こうした考え方を改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。」とされている。以上からすると、学校も、危険な行為と判断した場合には、警察へ積極的に相談・通報すること、また、保護者等にあらかじめ周知しておくことが必要である。

7 不登校支援をする際に、第三者的な立場からの意見聴取を行うこと

本件では、被害保護者が学校の対応に不信を持った結果、被害児童も、学校の対応に不信を持ったことは否定できない。

本件では、もともと問題なく登校していた児童であったこと、丁寧な不登校支援が功を奏した結果、被害児童は再登校することが可能となったが、このように、被害児童が不安感を持って不登校となっている状況の場合、学校は、被害児童からどのような不安感を持っているのかなどについて、学校とスクールカウンセラー、いじめ解消推進サポーター等、被害児童から気持ちや意見を聞く機会を設けるべきである。特に、保護者が学校に不信感を持っている場合にも、利用しやすい学校から距離のある第三者的な意見聴取機関があれば、その案内が望ましい。

このように、子どもの意思を尊重することは、子どもの人権である意見表明権を尊重することでもある。

これらについても、不登校となった場合に、子どもの意見表明権を確保する措置として保護者にあらかじめ周知しておくことで、子どもの意見を聴きやすくな

報告	頁数
9号	48

るといふことがあげられる。

8 保護者・児童へのいじめ対応の周知

本件は、被害児童保護者が学校への不信を強めたことも、重大事態化した大きな原因であるが、重大事態化を予防する観点からは、全保護者に対して、いじめの対応がどのように行われるかの説明を行うことが検討される。これについては、管理職、その他機会があれば外部講師によって説明を行うことも検討される。

本件小学校においては、積極的ないじめ認知とその対応が行われており、その成果を保護者に共有することも必要である。

具体的には、以下のことも考えられる。

- (1) いじめ防止対策推進法に基づくいじめの定義の紹介
- (2) いじめと判断された場合には、双方の保護者に連絡をすることとなっていること
- (3) 学校は調査を行う必要があり、実際に当該児童生徒、関係児童生徒に調査を行っていること
- (4) 調査して齟齬がある場合（SNS、目撃情報等証拠がある場合は別途である）学校はどちらかの言い分によることはできないが、今後、同様の事案が発生しないような指導を行うこと
- (5) 学校の調査は指導を目的としており、法律上の責任追及を目的としていないこと
- (6) 学校の調査は強制力はなく、一定の限界があること。調査を受ける加害児童の人権も尊重する必要があること
- (7) 犯罪となる事実は、学校が警察に相談・通報すること
- (8) 被害者には必要な限度で情報の提供をするが、個人情報の制約があること
- (9) いじめの調査において、関係児童や教員に対して暴言、つきまとい、行き過ぎとなる行為があった場合には、それ自体が問題行為となり別途対応が必

報 告	頁 数
9 号	49

要となるため、解決に支障を生じることがあること

- (10) とはいえ当然ながら、学校が絶対的に正しいというわけではないので、不満がうまく伝わらない、対応がなされていないという不信がある場合には、管理職、それでも通じない場合には教育委員会等に相談をしてほしいこと。学校も、学校問題に詳しい弁護士に相談するなどして、法令に従った対応となるよう対応をしていること
- (11) 重大事態となった場合には、学校主体調査、第三者委員会調査など、調査が行われること

以 上

委嘱区分	役職等	名前
弁護士	弁護士	谷村 紀代子 (本委員会委員長)
心理学又は福祉学の専門家	公認心理師	森本 純代
	公認心理師	吉田 清子
その他教育委員会が 適当と認めるもの	筑波大学准教授	岡崎 慎治 (本委員会副委員長)

別紙 1

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会の提言を踏まえた再発防止策について

令和7年4月

守谷市教育委員会

令和7年4月25日に教育委員会に答申された、守谷市いじめ問題重大事態調査委員会の調査報告書における再発防止の提言を受けました。教育委員会では、提言を知見として生かし、市内各校におけるいじめの未然防止、早期発見、適切な対応のため以下の取組を進め「いじめ対策」の一層の充実を図ってまいります。

1 いじめを発見または情報を得た際の対応

いじめの初期対応において、事実確認のために被害・加害児童双方に対して聴き取りをする際に、複数の職員で対応し、メモを必ず残し5年間保存することを再確認します。また安心して話すことのできる配慮を怠らないといった留意点等について共通理解をした上で教育活動に取り組みます。

学校の対応の方針等を保護者に連絡する時に、認識の齟齬が生じないよう適切に情報提供を行うとともに、被害者側に寄り添った対応により不安感の解消に努めます。

2 関係機関との連携の強化

被害児童が不安感から不登校となった場合、スクールカウンセラー、いじめ解消サポーター等と連携しながら、被害児童から気持ちや意見を聞く機会を設けるようにします。また、スクールソーシャルワーカーの活用により、保護者の不安感についても軽減できるようにします。

学校の調査には強制力がなく限界があるため、必要に応じて警察との連携についても積極的に行うようにします。

3 保護者・児童生徒へのいじめ対応の周知

令和6年度より開始している「いじめ防止プログラム」の一環として、年度始め等において、いじめが起きた時の対応がどのように行われるのか説明を行っています。その際に、法に基づくいじめの定義、いじめと判断された場合には、双方の保護者に連絡すること等について保護者に周知します。